

(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構  
平成27年度長期借入金に関する申請の概要

**1 郵便貯金勘定における長期借入金**

借入を必要とする理由	(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下、機構)による預金者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため	
借入の額	1,300億円 (参考)昨年度:1,700億円 (機構による預金者に対する平成27年度新規貸付けの見込額の合計と同額) ※預金者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。	
借入先	株式会社ゆうちょ銀行	
借入金の利率	機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件	
借入金の償還方法及び期限	償還方法	機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件 個々の貸付けについての償還期限内に随時償還(分割償還可)
	償還期限	個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間(最長2年。1回に限り更新可)
利息の支払方法及び期限	機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件	
	支払方法	貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い
	支払期限	借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際)

**【参考】 機構による預金者に対する貸付け(概要)**

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号。以下「機構法」という。)第13条第1項第1号及び第28条第1項第1号の規定等に基づく業務

区 別	内 容
貸付対象者	定額郵便貯金(民営化前に契約されたもの)の預金者
貸付限度額	元利合計額の90%以内で、1人300万円まで
貸付期間	2年(1回に限り貸付けの更新が可能)
貸付利率	担保とする貯金の利率+0.25%

## 2 簡易生命保険勘定における長期借入金の概要

借入を必要とする理由	機構による契約者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため	
借入の額	<b>10,000億円</b> （参考）昨年度：12,000億円 （機構による契約者に対する平成27年度新規貸付けの見込額の合計と同額） ※契約者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。	
借入先	株式会社かんぽ生命保険	
借入金の利率	機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件	
借入金の償還方法及び期限	機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件	
	償還方法	個々の貸付けについての償還期限内に随時償還（分割償還可）
	償還期限	個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 （1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額）
利息の支払方法及び期限	機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件	
	支払期限	貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い
	支払方法	借入金の償還の際（償還期限を更新する場合には、当該更新の際）

### 【参考】 機構による契約者に対する貸付け（概要）

機構法第13条第1項第2号及び第29条第1項第1号の規定等に基づく業務

区 別	内 容
貸付対象者	簡易生命保険（民営化前に契約されたもの）のうち、契約者貸付が可能な保険種類の保険契約に係る契約者
貸付限度額	被保険者のために積み立てられた金額の範囲内において機構の定める額の範囲内
貸付期間	1年（貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額）
貸付利率	機構の定める利率

機構第 2612号  
平成27年3月9日

総務大臣  
山本 早苗 様

独立行政法人  
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

理事長 浦野 道郎



独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成27年度長期借入金の  
認可の申請について

標記について、別添のとおり、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成  
17年法律第101号）第26条第1項の規定に基づき、認可を申請します。

## 平成27年度長期借入金

### 1 郵便貯金勘定における長期借入金の概要

(1) 借入れを必要とする理由

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)による預金者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため

(2) 借入金の額

機構による預金者に対する新規の貸付けの見込額の合計と同額  
具体的には、別表1のとおり  
(預金者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。)

(3) 借入先

株式会社ゆうちょ銀行

(4) 借入金の利率

機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件

(5) 借入金の償還の方法及び期限

機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件  
具体的には、別表1のとおり

(6) 利息の支払の方法及び期限

機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件  
具体的には、別表1のとおり

(7) 長期借入金に係る機構の業務の概要(預金者に対する貸付け)

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号。以下「機構法」という。)第13条第1項第1号及び第28条第1項第1号の規定等に基づき、機構が行う業務  
具体的な内容は、次のとおり

区 別	内 容
貸付対象者	定額郵便貯金の預金者
貸付限度額	元利合計額の90%以内で、1人300万円まで
貸付期間	2年(1回に限り貸付けの更新が可能)
貸付利率	担保とする貯金の利率+0.25%

## 2 簡易生命保険勘定における長期借入金の概要

### (1) 借入れを必要とする理由

機構による契約者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため

### (2) 借入金の額

機構による契約者に対する新規の貸付けの見込額の合計と同額

具体的には、別表2のとおり

(契約者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。)

### (3) 借入先

株式会社かんぽ生命保険

### (4) 借入金の利率

機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件

### (5) 借入金の償還の方法及び期限

機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件

具体的には、別表2のとおり

### (6) 利息の支払の方法及び期限

機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件

具体的には、別表2のとおり

### (7) 長期借入金に係る機構の業務の概要(契約者に対する貸付け)

機構法第13条第1項第2号及び第29条第1号の規定等に基づき、機構が行う業務

具体的な内容は、次のとおり

区 別	内 容
貸付対象者	簡易生命保険のうち、契約者貸付が可能な保険種類の保険契約に係る契約者
貸付限度額	被保険者のために積み立てられた金額の範囲内において機構の定める額の範囲内
貸付期間	1年(貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)
貸付利率	機構の定める利率

## 《平成27年度郵便貯金勘定における長期借入金》

	借入予定額	借入金の償還方法及び期限		利息の支払方法及び期限	
		償還方法	償還期限	支払方法	支払期限
預金者に対する貸付けに係る長期借入金	1,300億円	個々の貸付けについての償還期限内に随時償還 (分割償還可)	個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 (最長2年。1回に限り更新可)	貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い	借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際)

## 《平成27年度簡易生命保険勘定における長期借入金》

	借入予定額	借入金の償還方法及び期限		利息の支払方法及び期限	
		償還方法	償還期限	支払方法	支払期限
契約者に対する貸付けに係る長期借入金	10,000億円	個々の貸付けについての償還期限内に随時償還 (分割償還可)	個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 (1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)	貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い	借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際)

**(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構**  
**平成27年度長期借入金償還計画に関する申請の概要**

**1 郵便貯金勘定における長期借入金の償還計画**

**(1) 預金者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画**

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成27年度借入見込額) ※ 預金者の貸付けの申込み及び返済の動向により、 変動があり得る。		1,600億円
	うち平成27年度借入見込額		1,300億円
借入先	株式会社ゆうちょ銀行		
借入金の償還方法 及び期限	償還方法	それぞれ償還期限内の随時償還(分割償還可)	
	償還期限	個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間(最長2年。1回に限り更新可)	
当該事業年度の 償還見込み額	<u>1,400億円</u>		

**(2) 地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画**

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成27年度借入見込額)		14,613億円
	うち平成27年度借入見込額		0億円
借入先	株式会社ゆうちょ銀行		
借入金の償還方法 及び期限	償還方法	半年賦元利均等償還	
	償還期限	個々の地方公共団体に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間	
当該事業年度の 償還見込み額	<u>2,564億円</u>		

## 2 簡易生命保険勘定における長期借入金の償還計画

### (1) 契約者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成27年度借入見込額) ※ 契約者の貸付けの申込み及び返済の動向により、 変動があり得る。		16,000億円
	うち平成27年度借入見込額		10,000億円
借入先	株式会社かんぽ生命保険		
借入金の償還方法 及び期限	償還方法	それぞれ償還期限内の随時償還(分割償還可)	
	償還期限	個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 (1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)	
当該事業年度の 償還見込み額	<u>11,000億円</u>		

### (2) 地方公共団体、公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成27年度借入見込額)		84,797億円
	うち平成27年度借入見込額		0億円
借入先	株式会社かんぽ生命保険		
借入金の償還方法 及び期限	償還方法	地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金	半年賦元利均等償還
		財投改革前に実施した公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金	半年賦元金均等償還
	償還期限	地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金	個々の地方公共団体に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間
		財投改革前に実施した公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金	個々の公庫公団等に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間
当該事業年度の 償還見込み額	地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金		<u>9,208億円</u>
	財投改革前に実施した公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金		<u>18億円</u>

機構第2612号の2  
平成27年 3月 9日

総務大臣  
山本 早苗 様

独立行政法人  
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

理事長 浦野 道郎



独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成27年度長期借入金の  
償還計画の認可の申請について

標記について、別添のとおり、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成  
17年法律第101号）第27条第1項の規定に基づき、認可を申請します。

## 平成27年度長期借入金の償還計画

### 1 郵便貯金勘定における長期借入金の償還計画

#### (1) 預金者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

##### ア 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額

	金額(億円)
長期借入金の総額(過年度分及び平成27年度借入見込額)	1,600
うち平成27年度借入見込額	1,300

※ 預金者の貸付けの申込み及び返済の動向により、変動があり得る。

##### イ 借入先

株式会社ゆうちょ銀行

##### ウ 償還の方法及び期限

別表1のとおり

##### エ 平成27年度償還見込額

別表1のとおり

#### (2) 地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

##### ア 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額

	金額(億円)
長期借入金の総額(過年度分及び平成27年度借入見込額)	14,613
うち平成27年度借入見込額	0

##### イ 借入先

株式会社ゆうちょ銀行

##### ウ 償還の方法及び期限

別表1のとおり

##### エ 平成27年度償還見込額

別表1のとおり

## 2 簡易生命保険勘定における長期借入金の償還計画

### (1) 契約者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

#### ア 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額

	金額(億円)
長期借入金の総額(過年度分及び平成27年度借入見込額)	16,000
うち平成27年度借入見込額	10,000

※ 契約者の貸付けの申込み及び返済の動向により、変動があり得る。

#### イ 借入先

株式会社かんぽ生命保険

#### ウ 償還の方法及び期限

別表2のとおり

#### エ 平成27年度償還見込額

別表2のとおり

### (2) 地方公共団体、公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

#### ア 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額

	金額(億円)
長期借入金の総額(過年度分及び平成27年度借入見込額)	84,797
うち平成27年度借入見込額	0

#### イ 借入先

株式会社かんぽ生命保険

#### ウ 償還の方法及び期限

別表2のとおり

#### エ 平成27年度償還見込額

別表2のとおり

## 《平成27年度郵便貯金勘定における長期借入金償還計画》

	借入金の償還方法及び期限		償還見込額
	償還方法	償還期限	
預金者に対する貸付けに係る長期借入金	それぞれ償還期限内の随時償還 (分割償還可)	個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 (最長2年。1回に限り更新可)	1,400億円
地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金	半年賦元利均等償還	個々の地方公共団体に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間	2,564億円

## 《平成27年度簡易生命保険勘定における長期借入金償還計画》

	借入金の償還方法及び期限		償還見込額
	償還方法	償還期限	
契約者に対する貸付けに係る長期借入金	それぞれ償還期限内の随時償還 (分割償還可)	個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 (1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)	11,000億円
地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金	半年賦元利均等償還	個々の地方公共団体に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間	9,208億円
財投改革前に実施した公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金	半年賦元金均等償還	個々の公庫公団等に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間	18億円



政委第40号  
平成27年1月9日

総務省独立行政法人評価委員会  
委員長 酒井 善 則 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員長 岡 素 之



平成25年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成26年9月5日付けをもって貴委員会から通知のあった「総務省所管独立行政法人（情報通信研究機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構及び統計センター）の平成25年度業務実績評価結果の通知について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

当委員会としては、平成26年5月29日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところです。

貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこれまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたします。



平成25年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見

平成25年度における総務省所管3法人（情報通信研究機構、統計センター、郵便貯金・簡易生命保険管理機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果についての意見は以下のとおりである。

【各府省所管法人共通】

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し添える。

（業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）

平成25年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」（平成26年5月29日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26年度取組」という。）において、業務等への取組状況と実績を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているに

もかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### （中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価）

26 年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### （目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価）

26 年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成となった要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うこと

が必要である。

(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価)

26年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

(過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価)

26年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及して

いない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### (電子化等による業務の効率化を明らかにした評価)

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### (過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)

26年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組(特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等)について明らかにした上で評価

を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

(保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価)

26年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

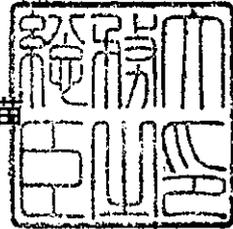
今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。



総情貯第28号  
平成27年3月4日

総務省独立行政法人評価委員会  
委員長 酒井 善則 殿

総務大臣  
山本 早苗



独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の役員に対する報酬の支給の基準の変更について（通知）

標記について、別添のとおり届出があったので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条において準用する第53条第1項の規定に基づき、通知します。

機人秘第119号  
平成27年2月25日

総務大臣  
山本早苗様

独立行政法人  
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

理事長 浦野道郎



独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の役員に対する報酬等の支給基準  
及び職員の給与の支給基準の届出について

標記について、別紙のとおり、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員報酬規程（平成19年10月1日規程第6号）及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員給与規程（平成19年10月1日規程第7号）の一部を改正しましたので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条において準用する同法第52条第2項及び同法第63条第2項の規定に基づき、届け出ます。

平成 27 年 2 月 19 日  
規 程 第 5 号

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員報酬規程の一部を改正する規程

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員報酬規程（平成 19 年 10 月 1 日規程第 6 号）第 4 条及び 11 条について、別添「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員報酬規程の現行改正比較表」の「現行」欄の規定を「改正」欄の規定に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（俸給月額の変更に伴う経過措置）

第 2 条 平成 27 年 4 月 1 日の前日から引き続き同一の役職を担当する役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

第 3 条 改正前のこの規程の第 11 条第 1 項に定める役員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務 1 日につき 34,200 円を超え 34,900 円以下であるものに対するこの規程の第 11 条第 1 項の規定の適用については、平成 30 年 3 月 31 日（当該役員が同日前に離職をした場合にあっては、当該離職をした日）までの間は、同項中「34,200 円」とあるのは、「34,900 円」とする。



独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員報酬規程の現行改正比較表

現 行	改 正
<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員報酬規程 平成19年10月1日 規程第6号</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(俸給月額)</p> <p>第4条 常勤役員の俸給は月額とし、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 1, 129, 000円以内で理事長 が別に定める額</p> <p>(2) 理事 834, 000円以内で理事長 が別に定める額</p> <p>(3) 監事 776, 000円以内で理事長 が別に定める額</p> <p>ただし、理事長は、その者の職務実績に応じ特に認める場合 には、これを超えて定めることができる。</p> <p>第5条～第10条 (略)</p>	<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員報酬規程 平成19年10月1日 規程第6号</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(俸給月額)</p> <p>第4条 常勤役員の俸給は月額とし、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 1, 106, 000円以内で理事長 が別に定める額</p> <p>(2) 理事 817, 000円以内で理事長 が別に定める額</p> <p>(3) 監事 760, 000円以内で理事長 が別に定める額</p> <p>ただし、理事長は、その者の職務実績に応じ特に認める場合 には、これを超えて定めることができる。</p> <p>第5条～第10条 (略)</p>

(非常勤役員手当)

第11条 非常勤役員の非常勤役員手当は、勤務1日につき、3,900円以内で理事長が別に定める額とする。

2 (略)

第12条 (略)

附 則 (略)

(非常勤役員手当)

第11条 非常勤役員の非常勤役員手当は、勤務1日につき、4,200円以内で理事長が別に定める額とする。

2 (略)

第12条 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(俸給月額の切替えに伴う経過措置)

第2条 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の役職を担当する役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

第3条 改正前のこの規程の第11条第1項に定める役員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務1日につき34,200円を超え34,900円以下であるものに対するこの規程の第11条第1項の規定の適用については、平成30年3月31日(当該役員が同日前に離職をした場合にあつては、当該離職をした日)までの間は、同項中「34,200円」とあるの

は、「34,900円」とする。



平成 27 年 2 月 19 日  
規 程 第 6 号

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員給与規程の一部を改正する規程

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員給与規程（平成 19 年 10 月 1 日規程第 7 号）第 7 条別表第 2、第 9 条別表第 3、第 37 条、第 38 条、52 条、第 59 条、63 条及び附則第 3 条について、別添「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員給与規程の現行改正比較表」の「現行」欄の規定を「改正」欄の規定に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（基本給の切替えに伴う経過措置）

第 2 条 平成 27 年 4 月 1 日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（55 歳以上の職員（管理職基本給表の職務級の 5 級以上を適用する職員であって、その号俸がその職務の級における最低の号俸でない者に限る。以下この条において「特定職員」という。）にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を基本給として支給する。



独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員給与規程の現行改正比較表

現 行	改 正
<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員給与規程 平成19年10月1日 規 程 第 7 号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(基本給表)</p> <p>第7条 職員の基本給表の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画職基本給表 (2) 管理職基本給表</p> <p>2 前項に掲げる基本給表の額は月額とし、その額は別表第2「基本給表」のとおりとする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(退職手当の計算の基礎となる基本給月額)</p> <p>第9条 職員が退職する場合の退職手当の計算の基礎となる基本給月額表については、別表第3「退職手当の計算の基礎となる</p>	<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員給与規程 平成19年10月1日 規 程 第 7 号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(基本給表)</p> <p>第7条 職員の基本給表の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画職基本給表 (2) 管理職基本給表</p> <p>2 前項に掲げる基本給表の額は月額とし、その額は別表第2「基本給表」のとおりとする。</p> <p>(別表第2「基本給表」を別添現行改正比較表のとおり改正)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(退職手当の計算の基礎となる基本給月額)</p> <p>第9条 職員が退職する場合の退職手当の計算の基礎となる基本給月額表については、別表第3「退職手当の計算の基礎となる</p>

給月額表については、別表第3「退職手当の計算の基礎となる基本給月額読替表」とおり読み替えて適用する。

- 2 基本給表の最高号俸を超える基本給月額（以下「枠外基本給月額」という。）の場合は、枠外基本給月額から別表第4「退職手当の計算の基礎となる枠外基本給月額読替表」において、基本給表及び職務の級に対応する「枠外基本給月額から減ずる金額」欄に掲げる金額を減じた額をもって、前項による読替後の基本給月額とする。

#### 第10条～第36条（略）

#### 第2節 通勤手当

（支給範囲）

第37条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) （略）
- (2) 通勤のため自転車（原動機付のものを除く。）原動機付自転車及び自動車（以下この節において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び次号に掲げる職員を除く。）。ただし、自転車等については機構がその経費を負担するものを除く。

基本給月額読替表」とおり読み替えて適用する。

- 2 基本給表の最高号俸を超える基本給月額（以下「枠外基本給月額」という。）の場合は、枠外基本給月額から別表第4「退職手当の計算の基礎となる枠外基本給月額読替表」において、基本給表及び職務の級に対応する「枠外基本給月額から減ずる金額」欄に掲げる金額を減じた額をもって、前項による読替後の基本給月額とする。

（別表第3「退職手当の計算の基礎となる基本給月額読替表」を別添現行改正比較表のとおり改正）

#### 第10条～第36条（略）

#### 第2節 通勤手当

（支給範囲）

第37条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) （略）
- (2) 通勤のため自転車（原動機付のものを除く。）原動機付自転車及び自動車（以下この節において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び次号に掲げる職員を除く。）。ただし、自転車等については機構がその経費を負担するものを除く。

(3)～(4) (略)

(手当額)

第38条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) (略)
- (2) 前条第2号及び第4号に掲げる職員（前条第4号に掲げる職員にあっては自転車等のみの使用者に限る。）

その者の使用する自転車等の種類及び使用区間（片道）に応じ、次の表に定める額

自転車等の種類	自転車等の使用区間（片道）	月額
自転車（原動機付のものを除く。）	4キロメートル未満	2,200円
	4キロメートル以上8キロメートル未満	2,500円
	8キロメートル以上10キロメートル未満	2,700円
	10キロメートル以上15キロメートル未満	4,300円
	15キロメートル以上	4,900円
原動機付自転車及び自動車	4キロメートル未満	2,500円
	4キロメートル以上8キロメートル未満	3,000円
	8キロメートル以上10キロメートル未満	3,900円
	10キロメートル以上15キロメートル未満	5,900円
	15キロメートル以上20キロメートル未満	8,200円
	20キロメートル以上25キロメートル未満	10,900円
	25キロメートル以上30キロメートル未満	13,400円
	30キロメートル以上35キロメートル未満	15,600円
	35キロメートル以上40キロメートル未満	18,000円
	40キロメートル以上45キロメートル未満	20,400円
	45キロメートル以上50キロメートル未満	21,300円
	50キロメートル以上55キロメートル未満	22,200円
	55キロメートル以上60キロメートル未満	23,100円
	60キロメートル以上	24,000円

(注) 自動車の項が適用される職員については、自動車の項に係る通勤手当の額が支給される使用区間について、原動機付自転車及び自動車の項は適用しない。

(3)～(4) (略)

(手当額)

第38条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) (略)
- (2) 前条第2号及び第4号に掲げる職員（前条第4号に掲げる職員にあっては自転車等のみの使用者に限る。）

その者の使用する自転車等の種類及び使用区間（片道）に応じ、次の表に定める額

自転車等の使用区間（片道）	月額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上	31,600円

(3) (略)

第39条～第51条 (略)

(支給範囲)

第52条 超過勤務手当は、職員（管理職手当の支給を受ける者（課長、調査役及び課長代理を除く。）を除く。以下第55条までにおいて同じ。）が割り振られた正規の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられて勤務したとき又は週休日に勤務することを命ぜられて勤務したときに支給する。

第53条～第58条 (略)

(手当額)

第59条 単身赴任手当の月額、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じ、次の表に定める額とする。

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離	支給額
100キロメートル未満	29,000円
100キロメートル以上 300キロメートル未満	35,000円
300キロメートル以上 500キロメートル未満	41,000円
500キロメートル以上 700キロメートル未満	47,000円
700キロメートル以上 900キロメートル未満	53,000円
900キロメートル以上 1,100キロメートル未満	59,000円
1,100キロメートル以上 1,300キロメートル未満	64,000円
1,300キロメートル以上 1,500キロメートル未満	69,000円
1,500キロメートル以上	74,000円

(3) (略)

第39条～第51条 (略)

(支給範囲)

第52条 超過勤務手当は、職員（管理職手当の支給を受ける者（課長、調査役及び課長代理を除く。）を除く。第54条及び第56条において同じ。）が割り振られた正規の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられて勤務したとき又は週休日に勤務することを命ぜられて勤務したときに支給する。

第53条～第58条 (略)

(手当額)

第59条 単身赴任手当の月額、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じ、次の表に定める額とする。

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離	支給額
100キロメートル未満	30,000円
100キロメートル以上 300キロメートル未満	36,000円
300キロメートル以上 500キロメートル未満	43,000円
500キロメートル以上 700キロメートル未満	50,000円
700キロメートル以上 900キロメートル未満	56,000円
900キロメートル以上 1,100キロメートル未満	63,000円
1,100キロメートル以上 1,300キロメートル未満	68,000円
1,300キロメートル以上 1,500キロメートル未満	73,000円
1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	78,000円
2,000キロメートル以上 2,500キロメートル未満	83,000円
2,500キロメートル以上	88,000円

第60条～第62条 (略)

(手当額)

第63条 管理職員特別勤務手当の額は、特定管理職員の前条に規定する勤務1回（勤務した時間が1時間未満の場合を除く。）につき、支給区分及び勤務した時間に応じて次の表に掲げる額とする。

支給区分	手当額	
	勤務した時間が 6時間未満	勤務した時間が 6時間以上
4号、4-Ⅱ号、 5号及びび5-Ⅱ号	12,000円	18,000円
2号、2-Ⅱ号、 3号及びび3-Ⅱ号	10,000円	15,000円

第64条～第88条 (略)

附 則

第1条～第2条 (略)

(55歳以上の管理職員の給与の抑制)

第3条 当分の間、55歳以上の職員（管理職基本給表の職務級の5級以上を適用する職員であって、その号俸がその職務の級

第60条～第62条 (略)

(手当額)

第63条 管理職員特別勤務手当の額は、前条に規定する勤務1回（勤務した時間が1時間未満の場合を除く。）につき、支給区分及び勤務した時間に応じて次の表に掲げる額とする。

支給区分	手当額	
	勤務した時間が 6時間未満	勤務した時間が 6時間以上
4号、4-Ⅱ号、 5号及びび5-Ⅱ号	12,000円	18,000円
2号、2-Ⅱ号、 3号及びび3-Ⅱ号	10,000円	15,000円

第64条～第88条 (略)

附 則

第1条～第2条 (略)

(55歳以上の管理職員の給与の抑制)

第3条 平成30年3月31日までの間、55歳以上の職員（管理職基本給表の職務級の5級以上を適用する職員であって、そ

における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。) に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合は、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)～(4) (略)  
2～5 (略)

の号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。) に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合は、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)～(4) (略)  
2～5 (略)

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

##### (基本給の切替えに伴う経過措置)

第2条 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額(55歳以上の職員(管理職基本給表の職務級の5級以上を適用する職員であって、その号俸がその職務の級における最低の号俸でない者)に限る。以下この条において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合は、特定職員

となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を基本給として支給する。



別表第2 基本給表 (第7条関係)

現行

1 企画職基本給表

職 務 の 級 別	基本給月額				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俵	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
1	127,800	156,700	186,200	221,300	252,300
2	128,400	157,700	187,600	222,700	254,000
3	128,900	158,600	189,000	224,200	255,700
4	129,500	159,500	190,400	225,800	257,300
5	130,100	160,500	191,900	227,300	258,800
6	130,700	161,500	193,300	228,700	260,500
7	131,200	162,500	194,600	230,200	262,200
8	131,800	163,500	195,600	231,800	263,900
9	132,400	164,500	197,100	233,300	265,600
10	133,000	165,500	198,500	234,800	267,300
11	133,500	166,600	199,900	236,400	269,000
12	134,100	167,700	201,200	238,000	270,700
13	134,700	168,800	202,700	239,500	272,400
14	135,400	170,000	204,100	241,100	274,100
15	136,100	171,300	205,600	242,600	275,800
16	136,800	172,500	206,900	244,200	277,500
17	137,400	173,800	208,400	245,800	279,200
18	138,200	175,100	209,800	247,400	281,000
19	139,000	176,400	211,300	249,100	282,300
20	139,900	177,800	212,800	250,700	283,900
21	140,800	179,100	214,300	252,300	285,500
22	141,500	180,500	215,700	254,000	287,200
23	142,200	181,900	217,200	255,600	288,800
24	143,000	183,300	218,700	257,100	290,200
25	143,800	184,700	220,200	258,800	291,800
26	144,600	186,100	221,700	260,500	293,500
27	145,300	187,400	223,200	262,200	295,100
28	146,100	188,800	224,800	263,900	296,700

改正

1 企画職基本給表

職 務 の 級 別	基本給月額				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俵	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
1	127,800	156,700	184,300	215,900	246,000
2	128,400	157,700	185,700	217,200	247,600
3	128,900	158,600	186,800	218,700	249,300
4	129,500	159,500	188,100	220,300	250,900
5	130,100	160,500	189,400	221,700	252,300
6	130,700	161,500	190,600	223,100	254,000
7	131,200	162,500	191,500	224,600	255,700
8	131,800	163,500	192,500	226,200	257,300
9	132,400	164,500	194,000	227,600	259,000
10	133,000	165,500	195,100	229,100	260,700
11	133,500	166,600	196,200	230,700	262,300
12	134,100	167,700	197,300	232,300	264,000
13	134,700	168,800	198,700	233,700	265,700
14	135,400	170,000	200,000	235,300	267,300
15	136,100	171,300	201,300	236,800	269,000
16	136,800	172,500	202,300	238,300	270,700
17	137,400	173,800	203,500	239,900	272,300
18	138,200	175,100	204,800	241,500	274,100
19	139,000	176,400	206,300	243,100	275,400
20	139,900	177,600	207,700	244,700	276,900
21	140,800	178,800	209,200	246,300	278,500
22	141,500	180,000	210,600	247,900	280,200
23	142,200	181,300	212,100	249,500	281,700
24	143,000	182,700	213,600	251,000	283,100
25	143,800	184,000	215,100	252,600	284,700
26	144,600	185,200	216,500	254,300	286,400
27	145,300	186,500	218,000	256,000	287,900
28	146,100	187,700	219,600	257,600	289,500

別表第2 基本給表 (第7条関係)

現行

改正

1 企画職基本給表

1 企画職基本給表

号俸	職務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
29		146,900	190,200	226,400	265,600	298,300
30		147,700	191,500	228,000	267,300	299,700
31		148,500	192,900	229,500	269,000	301,100
32		149,300	194,400	231,000	270,700	302,600
33		150,100	195,800	232,600	272,400	303,900
34		150,900	196,900	234,100	274,100	305,300
35		151,700	198,300	235,700	275,400	306,600
36		152,600	199,800	237,400	276,800	307,900
37		153,400	201,200	239,000	278,100	309,000
38		154,200	202,700	240,700	279,900	310,100
39		155,100	204,100	242,300	281,500	311,300
40		156,000	205,500	243,800	283,200	312,600
41		156,800	207,000	245,500	284,800	313,900
42		157,800	208,500	247,200	286,500	315,200
43		158,800	209,900	248,800	288,100	316,500
44		159,900	211,400	250,500	289,500	317,800
45		160,900	212,600	251,800	291,000	319,100
46		162,000	213,800	253,000	292,500	320,500
47		163,200	215,100	254,500	293,800	321,900
48		164,500	216,400	256,100	295,200	323,200
49		165,800	218,000	257,700	296,800	324,500
50		167,100	219,600	259,200	298,400	325,800
51		168,400	221,100	260,600	299,900	327,200
52		169,800	222,700	262,200	301,400	328,500
53		171,000	224,400	263,500	302,900	329,800
54		172,300	226,000	265,100	304,400	331,100
55		173,600	227,500	266,500	305,900	332,500
56		175,000	229,100	268,200	307,300	333,800
57		176,300	230,800	269,900	308,600	335,100

号俸	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
29		146,900	188,800	221,100	259,300	291,100
30		147,700	190,000	222,700	261,000	292,400
31		148,500	191,400	224,200	262,600	293,800
32		149,300	192,700	225,600	264,300	295,300
33		150,100	193,900	227,200	266,000	296,500
34		150,900	194,900	228,700	267,600	297,900
35		151,700	196,100	230,300	268,900	299,100
36		152,600	197,500	231,900	270,300	300,400
37		153,400	198,700	233,500	271,600	301,500
38		154,200	200,000	235,200	273,300	302,600
39		155,100	201,000	236,700	274,900	303,700
40		156,000	202,400	238,200	276,600	304,700
41		156,800	203,600	239,800	278,100	305,700
42		157,800	204,800	241,500	279,800	306,800
43		158,800	206,000	243,100	281,400	307,800
44		159,900	207,400	244,800	282,700	308,800
45		160,900	208,500	246,000	284,200	309,900
46		162,000	209,700	247,200	285,700	311,000
47		163,200	210,800	248,700	287,000	312,300
48		164,500	211,800	250,200	288,300	313,600
49		165,800	213,100	251,700	289,900	314,900
50		167,100	214,600	253,200	291,500	316,200
51		168,400	216,100	254,600	292,900	317,600
52		169,800	217,600	256,200	294,400	318,900
53		171,000	219,300	257,500	295,900	320,200
54		172,300	220,900	259,100	297,400	321,500
55		173,600	222,400	260,400	298,900	322,900
56		175,000	224,000	262,100	300,300	324,200
57		176,300	225,600	263,800	301,600	325,500

別表第2 基本給表 (第7条関係)

現行

1 企画職基本給表

号 俵	職務				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
58	177,700	232,400	271,600	310,000	336,400
59	179,000	233,900	273,300	311,400	337,800
60	180,300	235,500	275,000	312,700	339,000
61	181,600	237,200	276,700	314,000	340,200
62	183,000	238,800	278,300	315,300	341,400
63	184,400	240,300	279,900	316,600	342,600
64	185,800	241,900	281,400	317,900	343,700
65	187,200	243,600	283,000	319,200	344,800
66	188,600	245,200	284,500	320,400	345,900
67	189,600	246,700	285,900	321,600	346,900
68	191,000	248,300	287,400	322,800	347,900
69	192,400	249,800	288,900	323,900	348,900
70	193,700	251,400	290,300	325,000	350,000
71	195,100	252,900	291,700	326,000	351,000
72	196,400	254,500	293,000	327,100	352,000
73	197,800	256,100	294,300	328,200	353,000
74	199,200	257,700	295,600	329,200	354,000
75	200,600	259,200	297,000	330,200	355,000
76	202,000	260,700	298,300	331,200	356,000
77	203,400	262,200	299,600	332,200	357,000
78	204,800	263,800	300,900	333,200	358,000
79	206,100	265,300	302,200	334,200	359,000
80	207,400	266,800	303,400	335,200	360,000
81	208,800	268,300	304,600	336,200	360,900
82	210,200	269,800	305,800	337,200	361,800
83	211,600	271,300	307,000	338,100	362,800
84	212,900	272,800	308,100	339,000	363,700
85	214,300	274,200	309,200	340,000	364,600
86	215,600	275,600	310,200	340,900	365,500

改正

1 企画職基本給表

号 俵	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
58	177,700	227,200	265,500	303,000	326,800
59	179,000	228,700	267,200	304,400	328,200
60	180,300	230,200	268,900	305,700	329,400
61	181,600	231,900	270,600	307,000	330,600
62	183,000	233,500	272,200	308,300	331,800
63	184,400	234,900	273,800	309,600	333,000
64	185,800	236,500	275,300	310,900	334,100
65	187,200	238,200	276,900	312,200	335,200
66	188,600	239,700	278,400	313,400	336,300
67	189,600	241,200	279,800	314,600	337,300
68	191,000	242,800	281,300	315,800	338,300
69	192,400	244,300	282,800	316,900	339,300
70	193,700	245,800	284,200	318,000	340,400
71	195,100	247,300	285,600	319,000	341,400
72	196,400	248,800	286,900	320,100	342,400
73	197,800	250,400	288,200	321,200	343,400
74	199,200	252,000	289,500	322,200	344,400
75	200,600	253,500	290,900	323,200	345,400
76	202,000	254,900	292,200	324,200	346,400
77	203,400	256,400	293,500	325,200	347,400
78	204,800	258,000	294,800	326,200	348,400
79	206,100	259,400	296,100	327,200	349,400
80	207,400	260,800	297,300	328,200	350,400
81	208,800	262,300	298,500	329,200	351,300
82	210,200	263,800	299,700	330,200	352,200
83	211,600	265,300	300,900	331,100	353,200
84	212,900	266,800	302,000	332,000	354,100
85	214,300	268,200	303,100	333,000	355,000
86	215,600	269,500	304,100	333,900	355,900

別表第2 基本給表 (第7条関係)

現行

1 企画職基本給表

号 俸	職務				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
87	216,900	277,000	311,200	341,800	366,500
88	218,000	278,300	312,200	342,800	367,400
89	219,100	279,600	313,100	343,800	368,200
90	220,200	280,900	314,000	344,700	369,000
91	221,400	282,200	315,000	345,600	369,800
92	222,600	283,500	315,900	346,500	370,600
93	224,000	284,700	316,700	347,300	371,400
94	225,400	286,000	317,600	348,100	372,200
95	226,700	287,300	318,500	349,000	373,000
96	228,100	288,500	319,300	349,900	373,800
97	229,500	289,700	320,100	350,700	374,600
98	230,900	290,900	320,900	351,500	375,400
99	232,200	292,000	321,800	352,400	376,100
100	233,600	293,100	322,600	353,200	376,900
101	235,000	294,100	323,400	354,000	377,700
102	236,300	294,900	324,200	354,800	378,500
103	237,600	295,900	325,100	355,700	379,200
104	239,000	296,800	325,900	356,500	380,000
105	240,400	297,700	326,700	357,300	380,800
106	241,700	298,600	327,500	358,100	
107	243,000	299,500	328,300	358,900	
108	244,400	300,400	329,100	359,700	
109	245,800	301,300	329,900	360,500	
110	247,100	302,200	330,700	361,300	
111	248,400	303,100	331,500	362,100	
112	249,600	303,900	332,300	362,900	
113	251,000	304,700	333,100	363,700	
114	252,300	305,500	333,900	364,500	
115	253,600	306,400	334,700	365,300	

改正

1 企画職基本給表

号 俸	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
87	216,900	270,900	305,100	334,800	356,900
88	218,000	272,200	306,100	335,800	357,800
89	219,100	273,500	307,000	336,800	358,600
90	220,200	274,800	307,900	337,700	359,400
91	221,400	276,100	308,900	338,600	360,200
92	222,600	277,400	309,800	339,500	361,000
93	224,000	278,600	310,600	340,300	361,800
94	225,400	279,900	311,500	341,100	362,600
95	226,700	281,200	312,400	342,000	363,400
96	228,100	282,400	313,200	342,900	364,200
97	229,500	283,600	314,000	343,700	365,000
98	230,900	284,800	314,800	344,500	365,800
99	232,200	285,900	315,700	345,400	366,500
100	233,600	287,000	316,500	346,200	367,300
101	235,000	288,000	317,300	347,000	368,100
102	236,300	288,800	318,100	347,800	368,900
103	237,600	289,800	319,000	348,700	369,600
104	239,000	290,700	319,800	349,500	370,400
105	240,400	291,600	320,600	350,300	371,200
106	241,700	292,500	321,400	351,100	
107	243,000	293,400	322,200	351,900	
108	244,400	294,300	323,000	352,700	
109	245,800	295,200	323,800	353,500	
110	247,100	296,100	324,600	354,300	
111	248,400	297,000	325,400	355,100	
112	249,600	297,800	326,200	355,900	
113	251,000	298,600	327,000	356,700	
114	252,300	299,400	327,800	357,500	
115	253,600	300,300	328,600	358,300	

別表第2 基本給表 (第7条関係)

現行

改正

1 企画職基本給表

1 企画職基本給表

号 俵	職務	基本給月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
116		254,800	307,200	335,500	366,000	
117		256,100	308,000	336,300	366,800	
118		257,400	308,800	337,000	367,600	
119		258,700	309,600	337,800	368,400	
120		259,900	310,300	338,600	369,100	
121		261,100	311,100	339,300	369,900	
122		262,300	311,900	340,000	370,600	
123		263,400	312,700	340,700	371,400	
124		264,500	313,400	341,500	372,100	
125		265,500	314,200	342,300	372,900	
126		266,500	315,000	343,000		
127		267,600	315,800	343,700		
128		268,700	316,500	344,500		
129		269,700	317,300	345,300		
130		270,600	318,000	346,000		
131		271,500	318,800	346,700		
132		272,400	319,500	347,500		
133		273,300	320,300	348,300		
134		274,200	321,000	349,000		
135		275,100	321,800	349,700		
136		275,900	322,500	350,500		
137		276,700	323,300	351,300		
138		277,500	324,000	352,000		
139		278,300	324,700	352,700		
140		279,100	325,400	353,500		
141		279,900	326,200	354,300		
142		280,600	326,900			
143		281,300	327,600			
144		282,100	328,300			

号 俵	職務 の 級	基本給月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
116		254,800	301,100	329,400	359,000	
117		256,100	301,900	330,200	359,800	
118		257,400	302,700	330,900	360,600	
119		258,700	303,500	331,700	361,400	
120		259,900	304,200	332,500	362,100	
121		261,100	305,000	333,200	362,900	
122		262,300	305,800	333,900	363,600	
123		263,400	306,600	334,600	364,400	
124		264,500	307,300	335,400	365,100	
125		265,500	308,100	336,200	365,900	
126		266,500	308,900	336,900		
127		267,600	309,700	337,600		
128		268,700	310,400	338,400		
129		269,700	311,200	339,200		
130		270,600	311,900	339,900		
131		271,500	312,700	340,600		
132		272,400	313,400	341,400		
133		273,300	314,200	342,200		
134		274,200	314,900	342,900		
135		275,100	315,700	343,600		
136		275,900	316,400	344,400		
137		276,700	317,200	345,200		
138		277,500	317,900	345,900		
139		278,300	318,600	346,600		
140		279,100	319,300	347,400		
141		279,900	320,100	348,200		
142		280,600	320,800			
143		281,300	321,500			
144		282,100	322,200			

別表第2 基本給表 (第7条関係)

現行

改正

1 企画職基本給表

1 企画職基本給表

職務 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
145	282,900	329,100			
146	283,600	329,800			
147		330,500			
148		331,200			
149		332,000			
150		332,700			
151		333,400			
152		334,100			
153		334,900			
154		335,600			
155		336,300			
156		337,000			
157		337,800			

職務の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
145	282,900	323,000			
146	283,600	323,700			
147		324,400			
148		325,100			
149		325,900			
150		326,600			
151		327,300			
152		328,000			
153		328,800			
154		329,500			
155		330,200			
156		330,900			
157		331,700			

改正

2. 管理職基本給表

職務の 号	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
	基本給月額	円														
1	215,600		234,500		306,000		322,300		346,700		400,600		447,200		488,600	
2	217,100		235,800		308,000		324,400		348,700		402,800		449,500		490,900	
3	218,600		237,200		310,000		326,500		350,700		404,700		451,900		493,100	
4	220,000		238,400		312,000		328,400		352,900		406,500		454,300		495,400	
5	221,400		239,900		313,900		330,400		355,000		408,600		456,600		497,800	
6	222,900		241,200		316,000		332,400		357,100		410,700		458,900		500,000	
7	224,400		242,400		317,900		334,500		359,200		412,700		461,300		502,100	
8	225,500		243,800		319,900		336,100		361,400		414,700		463,600		504,400	
9	226,900		244,900		321,800		338,100		363,400		416,800		465,800		506,800	
10	228,100		246,400		323,600		340,200		365,600		419,100		468,100		509,000	
11	229,400		247,500		325,700		342,100		367,700		421,100		470,500		511,400	
12	230,700		248,700		327,600		344,100		369,900		423,300		472,800		513,800	
13	232,100		250,000		329,600		346,300		372,100		425,400		475,100		516,200	
14	233,600		251,400		331,700		348,400		374,700		427,700		477,300		518,500	
15	234,600		252,900		333,700		350,400		376,900		429,800		479,700		520,900	
16	235,800		254,200		335,700		352,500		378,000		431,700		481,900		523,000	
17	237,100		255,500		337,600		354,700		379,800		433,700		484,200		525,400	
18	238,600		256,800		339,700		356,700		381,700		435,800		486,500		527,600	
19	239,800		258,400		341,800		358,700		383,700		437,800		488,900		529,800	
20	241,100		259,900		343,800		360,300		385,700		439,900		491,200		532,200	
21	242,300		261,400		345,800		362,300		387,700		442,000		493,400		534,400	
22	243,800		262,800		347,300		364,200		389,800		444,000		495,500		536,700	
23	245,300		264,400		349,300		365,900		391,900		445,900		497,900		538,900	
24	246,500		265,900		351,300		367,700		394,000		447,800		500,100		541,300	
25	247,700		267,500		352,800		369,900		395,900		449,800		502,200		543,600	
26	249,100		269,000		354,900		371,900		397,800		451,800		504,300		545,900	
27	250,600		270,700		356,700		373,800		399,400		453,700		506,700		548,300	
28	252,200		272,400		358,700		375,900		401,000		455,600		508,900		550,500	
29	253,700		274,200		360,700		377,600		402,300		457,600		511,200		552,500	
30	255,300		276,000		362,600		379,500		403,800		459,600		513,300		554,500	
31	256,900		277,700		364,500		381,300		405,200		461,500		515,600		556,500	
32	258,600		279,500		366,500		383,200		406,700		463,400		517,900		558,500	
33	260,400		281,400		368,200		384,900		408,400		465,400		520,100		560,500	
34	262,300		283,200		369,900		386,500		410,100		467,400		522,200		562,700	
35	264,100		285,100		371,700		388,200		411,800		469,400		524,300		565,100	
36	265,800		286,900		373,700		390,000		413,500		471,400		526,400		567,500	
37	267,600		288,700		375,900		391,900		415,200		473,100		528,500		569,900	
38	269,400		290,500		378,000		393,800		417,000		475,400		530,600		572,200	
39	271,400		292,400		378,800		395,700		418,700		477,600		532,700		574,400	
40	273,300		294,200		380,700		397,600		420,400		479,800		534,900		576,500	
41	275,200		296,100		382,500		399,600		422,200		482,100		537,300		578,500	
42	276,900		298,000		384,400		401,500		424,000		484,400		539,600		580,400	
43	278,800		300,000		386,300		403,400		425,700		486,600		541,800		582,200	
44	280,700		302,000		388,200		405,300		427,500		488,800		543,900		584,000	
45	282,700		303,800		390,000		407,300		429,400		491,100		545,900		585,700	
46	284,500		305,700		391,800		409,200		431,500		493,400		547,800		587,300	

現行

2. 管理職基本給表

職務の 号	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
	基本給月額	円														
1	216,300		236,600		312,100		328,800		353,600		408,800		456,700		498,600	
2	217,800		238,100		314,200		330,900		355,700		411,000		459,000		500,900	
3	219,300		239,600		316,200		333,000		357,700		413,000		461,400		503,100	
4	220,700		241,100		318,200		335,000		359,900		414,800		463,800		505,500	
5	222,100		242,600		320,200		337,000		362,100		416,900		466,100		507,900	
6	223,600		244,100		322,300		339,100		364,200		419,100		468,400		510,200	
7	225,100		245,600		324,300		341,200		366,400		421,200		470,800		512,500	
8	226,500		247,100		326,300		342,800		368,600		423,200		473,200		514,900	
9	227,900		248,600		328,200		344,900		370,700		425,400		475,500		517,300	
10	229,400		250,100		330,100		347,000		372,900		427,700		477,800		519,500	
11	230,900		251,500		332,000		349,000		375,100		429,700		480,200		521,900	
12	232,300		253,000		334,000		351,100		377,300		431,900		482,600		524,300	
13	233,700		254,500		336,200		353,300		379,500		434,100		485,000		526,700	
14	235,200		256,000		338,300		355,400		381,700		436,400		487,200		529,000	
15	236,700		257,500		340,400		357,500		383,400		438,500		489,600		531,400	
16	238,100		259,000		342,400		359,600		385,500		440,400		491,900		533,600	
17	239,500		260,500		344,400		361,800		387,400		442,400		494,200		536,000	
18	241,000		262,000		346,500		363,800		389,300		444,500		496,500		538,300	
19	242,500		263,600		348,600		365,900		391,400		446,600		498,900		540,600	
20	244,000		265,100		350,700		367,500		393,400		448,700		501,200		543,000	
21	245,500		266,600		352,700		369,500		395,500		451,000		503,400		545,300	
22	247,100		268,100		354,300		371,600		397,700		453,100		505,600		547,600	
23	248,600		269,700		356,300		373,300		399,800		455,300		508,000		549,900	
24	250,200		271,200		358,300		375,100		402,000		457,500		510,300		552,300	
25	251,700		272,900		359,900		377,300		403,900		459,800		512,600		554,700	
26	253,400		274,500		362,000		379,400		405,900		462,100		514,800		557,000	
27	255,100		276,200		363,800		381,300		408,000		464,300		517,200		559,400	
28	256,800		277,900		365,900		383,400		410,100		466,500		519,500		561,800	
29	258,500		279,700		367,900		385,200		411,900		468,800		521,800		563,900	
30	260,300		281,500		369,900		387,100		413,900		471,100		524,000		566,100	
31	262,100		283,300		371,800		389,000		415,800		473,300		526,300		568,500	
32	263,800		285,100		373,800		390,900		417,800		475,400		528,700		570,900	
33	265,600		287,000		375,600		392,800		420,000		477,700		531,300		573,300	
34	267,500		288,900		377,400		394,500		422,200		480,000		533,100		575,600	
35	269,400		290,800		379,200		396,500		424,400		482,200		535,500		578,000	
36	271,100		292,600		381,200		398,600		426,600		484,400		537,900		580,400	
37	273,000		294,500		383,200		400,800		428,700		486,700		540,300		582,800	
38	2															

47	286.500	307.600	393.700	411.100	433.600	495.600	549.600	588.800
48	288.300	309.700	395.800	413.000	435.600	497.800	551.200	590.300
49	290.200	311.700	397.800	414.900	437.600	499.900	552.900	591.700
50	292.100	313.600	399.800	416.800	439.700	501.900	554.500	593.000
51	294.000	315.600	401.800	418.700	441.700	503.900	556.000	594.400
52	296.000	317.600	403.800	420.600	443.700	505.700	557.400	595.700
53	297.900	319.700	405.700	422.500	445.600	507.500	558.800	596.800
54	299.900	321.600	407.500	424.400	447.400	509.200	560.100	598.000
55	301.900	323.300	409.400	426.400	449.200	510.900	561.400	599.100
56	303.800	325.400	411.200	428.300	451.000	512.500	562.600	600.200
57	305.700	327.400	413.000	430.300	452.700	514.000	563.900	601.300
58	307.600	329.400	414.700	432.200	454.400	515.500	565.100	602.400
59	309.600	331.400	416.400	434.100	456.000	516.900	566.300	603.400
60	311.600	333.400	418.000	436.000	457.500	518.300	567.400	604.400
61	313.500	335.400	419.500	437.800	459.100	519.500	568.400	605.500
62	315.500	337.300	421.000	439.500	460.700	520.800	569.500	606.600
63	317.400	339.300	422.600	441.200	462.200	522.100	570.600	
64	319.400	341.400	424.000	442.800	463.600	523.500	571.700	
65	321.400	343.400	425.400	444.300	465.000	524.700	572.700	
66	323.200	345.400	426.700	445.800	466.300	525.900	573.800	
67	325.000	347.000	428.000	447.200	467.800	527.100	574.800	
68	327.000	348.800	429.300	448.600	469.100	528.200	575.900	
69	328.900	350.800	430.600	449.900	470.400	529.400	576.900	
70	330.900	352.600	431.800	451.200	471.700	530.500	578.000	
71	332.900	354.300	432.900	452.500	473.000	531.600		
72	334.700	356.100	434.100	453.800	474.300	532.700		
73	336.700	358.100	435.200	455.000	475.500	533.800		
74	338.600	360.100	436.300	456.200	476.700	534.800		
75	340.600	362.100	437.300	457.400	478.000	535.900		
76	342.500	363.900	438.300	458.600	479.200	537.000		
77	344.400	365.800	439.300	459.800	480.400	538.000		
78	345.900	367.600	440.300	461.000	481.600	539.000		
79	347.600	369.200	441.200	462.000	482.800	540.100		
80	349.300	370.800	442.100	463.100	484.000	541.100		
81	351.000	372.600	443.100	464.300	485.200	542.100		
82	352.600	374.000	444.100	465.500	486.300	543.100		
83	354.000	375.300	445.000	466.600	487.500			
84	355.400	376.400	445.900	467.600	488.700			
85	356.800	377.300	446.800	468.700	489.800			
86	358.100	378.400	447.700	469.800	490.900			
87	359.400	379.500	448.600	470.800	492.000			
88	360.600	380.900	449.400	471.800	493.100			
89	361.800	382.200	450.300	472.800	494.200			
90	362.700	383.600	451.200	473.900	495.200			
91	363.800	384.900	452.100	474.900	496.200			
92	364.700	386.200	452.900	475.900	497.300			
93	365.800	387.400	453.700	476.800	498.300			
94	366.700	388.600	454.600	477.800	499.300			
95	367.500	389.800	455.500	478.700	500.300			
96	368.400	390.900	456.200	479.600	501.300			
97	369.200	392.000	457.000	480.500	502.300			
98	370.100	393.100	457.900	481.400	503.200			
99	371.000	394.200	458.700	482.200				
100	371.800	395.200	459.500	483.000				
101	372.600	396.200	460.300	483.800				
102	373.400	397.300	461.100	484.600				
103	374.100	398.300	461.900	485.400				
104	374.700	399.300	462.700	486.200				
105	375.500	400.300	463.500	487.000				

47	232.200	313.800	403.300	422.000	509.200	562.100	601.700
48	234.100	315.900	405.400	424.100	511.400	563.700	603.200
49	236.000	317.900	407.400	426.200	513.500	565.400	604.600
50	237.900	319.900	409.400	428.300	515.500	567.000	605.900
51	239.900	321.900	411.400	430.300	517.500	568.500	607.300
52	301.900	324.000	413.400	432.400	519.300	569.900	608.600
53	303.900	326.100	415.300	434.400	521.100	571.300	609.700
54	305.900	328.000	417.100	436.300	522.800	572.600	610.900
55	307.900	329.800	419.000	438.300	524.500	573.900	612.000
56	309.900	331.900	420.800	440.200	526.100	575.100	613.100
57	311.800	334.000	422.600	442.200	527.600	576.400	614.200
58	313.800	336.000	424.300	444.100	529.100	577.600	615.300
59	315.800	338.000	426.000	446.000	530.500	578.800	616.300
60	317.800	340.100	427.600	447.900	531.900	579.900	617.300
61	319.800	342.100	429.100	449.700	533.100	580.900	618.400
62	321.800	344.100	430.600	451.400	534.400	582.000	619.500
63	323.800	346.100	432.200	453.100	535.700	583.100	
64	325.800	348.200	433.600	454.700	537.100	584.200	
65	327.800	350.300	435.000	456.200	538.300	585.200	
66	329.700	352.300	436.300	457.700	539.500	586.300	
67	331.500	353.900	437.600	459.100	540.700	587.300	
68	333.500	355.800	438.900	460.500	541.800	588.400	
69	335.500	357.800	440.200	461.800	543.000	589.400	
70	337.500	359.700	441.400	463.100	544.100	590.500	
71	339.500	361.400	442.500	464.400	545.200		
72	341.400	363.200	443.700	465.700	546.300		
73	343.400	365.300	444.800	466.900	547.400		
74	345.400	367.300	445.900	468.100	548.400		
75	347.400	369.300	446.900	469.300	549.500		
76	349.400	371.200	447.900	470.500	550.600		
77	351.300	373.100	448.900	471.700	551.600		
78	352.800	375.000	449.900	472.900	552.600		
79	354.800	376.600	450.800	473.900	553.700		
80	356.300	378.300	451.700	475.000	554.700		
81	358.000	380.100	452.700	476.200	555.700		
82	359.700	381.500	453.700	477.400	556.700		
83	361.100	383.000	454.600	478.500			
84	362.500	384.400	455.500	479.500			
85	363.900	386.000	456.400	480.600			
86	365.300	387.600	457.300	481.700			
87	366.600	389.100	458.200	482.700			
88	367.800	390.500	459.000	483.700			
89	369.000	391.800	459.900	484.700			
90	370.000	393.200	460.800	485.800			
91	371.100	394.500	461.700	486.800			
92	372.000	395.800	462.500	487.800			
93	373.100	397.000	463.300	488.700			
94	374.000	398.200	464.200	489.700			
95	374.900	399.400	465.000	490.600			
96	375.800	400.500	465.800	491.500			
97	376.700	401.600	466.600	492.400			
98	377.600	402.700	467.500	493.300			
99	378.500	403.800	468.300	494.100			
100	379.300	404.800	469.100	494.900			
101	380.100	405.800	469.900	495.700			
102	380.900	406.900	470.700	496.500			
103	381.600	407.900	471.500	497.300			
104	382.300	408.900	472.300	498.100			
105	383.200	409.900	473.100	498.900			

106	375.900	401.300	464.300	487.800
107	376.500	402.300		
108	377.200	403.300		
109	377.600	404.200		
110	378.200	405.200		
111	378.900	406.100		
112	379.400	407.100		
113	380.200	408.000		
114	381.000	408.900		
115	381.900	409.800		
116	382.700	410.700		
117	383.500	411.600		
118	384.300	412.400		
119	385.100	413.200		
120	385.900	414.100		
121	386.700	415.000		
122	387.500	415.800		
123	388.200	416.600		
124	389.000	417.400		
125	389.800	418.300		
126	390.600	419.100		
127	391.300	419.800		
128	392.100	420.600		
129	392.900	421.400		
130		422.200		
131		423.000		
132		423.800		
133		424.600		
134		425.300		
135		426.100		
136		426.900		
137		427.700		
138		428.400		
139		429.200		
140		430.000		
141		430.800		

106	383.800	410.900	473.900	499.700
107	384.700	411.900		
108	385.600	412.900		
109	386.400	413.800		
110	387.200	414.800		
111	388.100	415.700		
112	389.000	416.700		
113	389.800	417.600		
114	390.600	418.500		
115	391.500	419.400		
116	392.300	420.300		
117	393.100	421.200		
118	393.900	422.000		
119	394.700	422.800		
120	395.500	423.700		
121	396.300	424.600		
122	397.100	425.400		
123	397.800	426.200		
124	398.600	427.000		
125	399.400	427.900		
126	400.200	428.700		
127	400.900	429.400		
128	401.700	430.200		
129	402.500	431.000		
130		431.800		
131		432.600		
132		433.400		
133		434.200		
134		434.900		
135		435.700		
136		436.500		
137		437.300		
138		438.000		
139		438.800		
140		439.600		
141		440.400		



別表第3 退職手当の計算の基礎となる基本給月額表 (第9条関係)

発行

改正

## 1 企画職基本給表

職務の級 号	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	就労前	就労後								
1	127,800	125,800	156,700	154,800	186,200	175,600	221,300	209,300	252,300	238,900
2	128,400	126,400	157,700	155,800	187,600	177,000	222,700	210,700	253,000	240,500
3	128,900	126,900	158,600	156,700	189,000	178,300	224,200	212,100	254,000	242,200
4	129,500	127,500	159,500	157,600	190,400	179,600	225,800	213,600	257,300	243,800
5	130,100	128,100	160,500	158,600	191,900	181,100	227,300	215,000	258,800	245,400
6	130,700	128,700	161,500	159,600	193,300	182,400	228,700	216,400	259,800	247,000
7	131,200	129,200	162,500	160,600	194,600	183,700	230,200	217,800	262,200	248,600
8	131,800	129,800	163,500	161,600	195,600	184,700	231,800	219,300	263,900	250,300
9	132,400	130,400	164,500	162,600	197,100	186,100	233,300	220,700	265,600	251,900
10	133,000	131,000	165,500	163,700	198,500	187,400	234,800	222,200	267,300	253,500
11	133,500	131,500	166,600	164,800	199,900	188,800	236,400	223,700	269,000	255,100
12	134,100	132,100	167,700	165,900	201,200	190,100	238,000	225,200	270,000	256,700
13	134,700	132,700	168,800	167,000	202,700	191,500	239,500	226,600	272,400	258,300
14	135,400	133,400	170,000	168,000	204,100	192,900	241,100	228,200	274,100	260,000
15	136,100	134,100	171,300	169,000	205,600	194,300	242,600	229,700	275,800	261,600
16	136,800	134,800	172,500	169,500	206,900	195,500	244,200	231,200	277,500	263,200
17	137,400	135,400	173,800	170,300	208,400	196,900	245,800	232,700	279,200	264,800
18	138,200	136,200	175,100	171,200	209,800	198,300	247,400	234,300	281,000	266,500
19	139,000	137,000	176,400	172,100	211,300	199,700	249,100	235,900	282,300	268,100
20	139,900	137,900	177,800	173,100	212,800	201,100	250,700	237,400	283,900	269,800
21	140,800	138,800	179,100	174,000	214,300	202,600	252,300	238,900	285,500	271,400
22	141,500	139,500	180,500	174,900	215,700	203,900	254,000	240,500	287,200	273,100
23	142,200	140,200	181,900	175,900	217,200	205,300	255,600	242,200	288,800	274,700
24	143,000	141,000	183,300	176,800	218,700	206,800	257,100	243,800	290,200	276,300
25	143,800	141,800	184,700	177,700	220,200	208,300	258,700	245,400	291,800	277,900
26	144,600	142,600	186,100	178,600	221,700	209,700	260,300	247,000	293,500	279,700
27	145,300	143,300	187,400	179,500	223,000	211,100	262,000	248,600	295,100	281,200
28	146,100	144,100	188,800	180,500	224,800	212,700	263,900	250,300	296,700	282,700
29	146,900	144,900	190,200	181,400	226,400	214,200	265,500	251,900	298,200	284,200
30	147,700	145,700	191,500	182,200	228,000	215,700	267,300	253,500	299,700	285,800
31	148,500	146,500	192,900	183,100	229,500	217,100	269,000	255,100	301,100	287,300
32	149,300	147,300	194,400	184,100	231,000	218,500	270,700	256,700	302,600	288,700
33	150,100	148,100	195,800	185,000	232,600	220,000	272,400	258,300	303,900	290,100
34	150,900	148,900	196,900	186,000	234,100	221,700	274,100	260,000	305,600	291,600
35	151,700	149,700	198,300	187,300	235,700	223,200	275,800	261,600	307,300	293,000
36	152,600	150,600	199,800	188,800	237,400	224,800	277,500	263,200	309,000	294,300
37	153,400	151,400	201,200	190,200	239,000	226,400	279,200	264,800	309,000	295,600
38	154,200	152,200	202,700	191,600	240,700	228,000	280,900	266,500	310,000	296,900
39	155,100	153,100	204,100	193,000	242,300	229,500	282,600	268,100	311,300	298,200
40	156,000	154,000	205,500	194,300	243,800	231,100	284,200	269,800	312,600	299,500
41	156,800	154,800	207,000	195,800	245,400	232,700	285,800	271,400	313,900	300,700
42	157,800	155,900	208,500	197,200	247,200	234,400	286,500	273,100	315,200	302,000
43	158,800	156,900	209,900	198,700	249,000	236,100	288,100	274,700	316,500	303,400
44	159,900	158,000	211,400	200,100	250,500	237,500	289,500	276,300	317,800	304,600
45	160,900	159,000	212,800	201,600	252,000	239,000	291,000	278,000	319,100	305,800
46	162,000	159,700	214,300	203,000	253,500	240,600	292,500	279,700	320,500	307,200
47	163,200	160,500	215,800	204,500	255,000	242,300	293,800	281,200	321,900	308,500
48	164,500	161,400	216,400	206,000	256,100	243,900	295,200	282,700	323,200	309,700
49	165,800	162,300	218,000	207,500	257,700	245,500	296,800	284,200	324,500	311,000
50	167,100	163,200	219,600	209,000	259,200	247,100	298,400	285,800	325,800	312,200
51	168,400	164,100	221,100	210,500	260,600	248,700	299,900	287,300	327,200	313,600
52	169,800	165,100	222,700	212,000	262,200	250,300	301,400	288,700	328,500	314,800
53	171,000	166,000	224,400	213,600	263,900	252,000	302,900	290,100	329,800	316,000

## 1 企画職基本給表

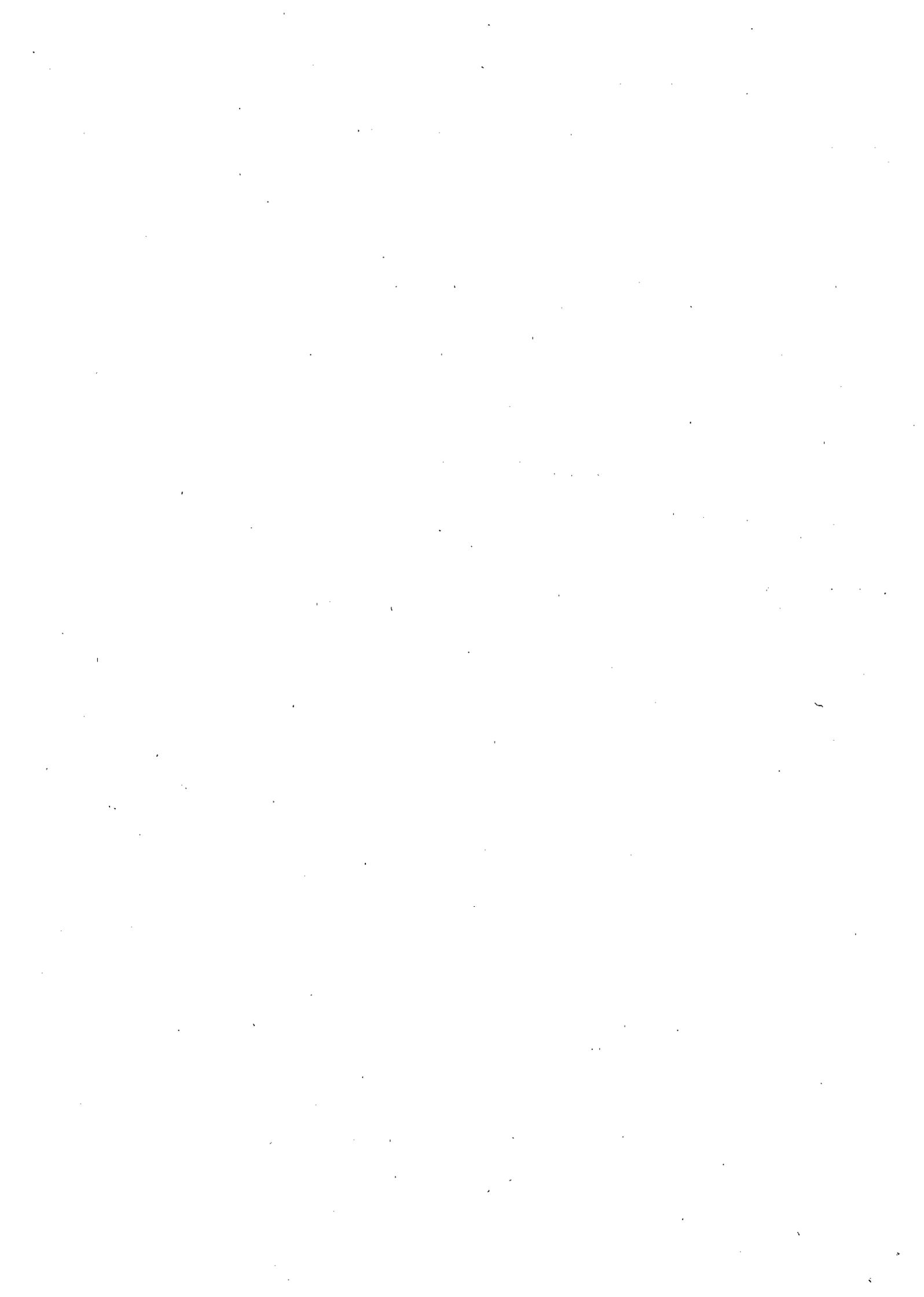
職務の級 号	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	就労前	就労後								
1	127,800	125,800	156,700	154,800	184,300	175,600	215,900	209,300	246,000	238,900
2	128,400	126,400	157,700	155,800	185,700	177,000	217,000	210,700	247,600	240,500
3	128,900	126,900	158,600	156,700	186,800	178,300	218,700	212,100	249,300	242,200
4	129,500	127,500	159,500	157,600	188,100	179,600	220,300	213,600	250,900	243,800
5	130,100	128,100	160,500	158,600	189,400	181,100	221,700	215,000	252,500	245,400
6	130,700	128,700	161,500	159,600	190,600	182,400	223,100	216,400	254,000	247,000
7	131,200	129,200	162,500	160,600	191,500	183,700	224,600	217,800	255,700	248,600
8	131,800	129,800	163,500	161,600	192,500	184,700	226,200	219,300	257,300	250,300
9	132,400	130,400	164,500	162,600	194,000	186,100	227,600	220,700	259,000	251,900
10	133,000	131,000	165,500	163,700	195,100	187,400	229,100	222,200	260,700	253,500
11	133,500	131,500	166,600	164,800	196,200	188,800	230,700	223,700	262,300	255,100
12	134,100	132,100	167,700	165,900	197,300	190,100	232,300	225,200	264,000	256,700
13	134,700	132,700	168,800	167,000	198,700	191,500	233,700	226,600	265,700	258,300
14	135,400	133,400	170,000	168,000	200,000	192,900	235,300	228,200	267,300	260,000
15	136,100	134,100	171,300	169,000	201,300	194,300	236,800	229,700	269,000	261,600
16	136,800	134,800	172,500	169,500	202,300	195,500	238,300	231,200	270,700	263,200
17	137,400	135,400	173,800	170,300	203,500	196,900	239,900	232,700	272,300	264,800
18	138,200	136,200	175,100	171,200	204,800	198,300	241,500	234,300	274,100	266,500
19	139,000	137,000	176,400	172,100	206,300	199,700	243,100	235,900	275,400	268,100
20	139,900	137,900	177,800	173,100	207,700	201,100	244,700	237,400	276,900	269,800
21	140,800	138,800	179,100	174,000	209,200	202,600	246,300	238,900	278,500	271,400
22	141,500	139,500	180,500	174,900	210,600	203,900	248,000	240,500	280,200	273,100
23	142,200	140,200	181,900	175,900	212,100	205,300	249,500	242,200	281,700	274,700
24	143,000	141,000	183,300	176,800	213,600	206,800	251,000	243,800	283,100	276,300
25	143,800	141,800	184,700	177,700	215,100	208,300	252,600	245,400	284,700	277,900
26	144,600	142,600	186,100	178,600	216,500	209,700	254,300	247,000	286,400	279,700
27	145,300	143,300	187,400	179,500	218,000	211,100	256,000	248,600	288,100	281,200
28	146,100	144,100	188,800	180,500	219,500	212,700	257,600	250,300	289,500	282,700
29	146,900	144,900	190,200	181,400	221,100	214,200	259,300	251,900	291,100	284,200
30	147,700	145,700	191,500	182,200	222,700	215,700	261,000	253,500	292,400	285,800
31	148,500	146,500	192,900	183,100	224,200	217,100	262,600	255,100	293,800	287,300
32	149,300	147,300	194,400	184,100	225,600	218,500	264,300	256,700	295,300	288,700
33	150,100	148,100	195,800	185,000	227,200	220,000	266,000	258,300	296,500	290,100
34	150,900	148,900	196,900	186,000	228,700	221,700	267,600	260,000	297,900	291,600
35	151,700	149,700	198,300	187,300	230,300	223,200	269,300	261,600	299,100	293,000
36	152,600	150,600	199,800	188,800	231,900	224,800	271,000	263,200	300,400	294,300
37	1									

号 俵	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額	
	就労前	就労後								
54	172,300	166,800	220,900	215,100	259,100	253,600	297,400	291,600	321,500	317,300
55	173,600	167,700	222,400	216,600	260,400	255,200	298,900	293,000	322,900	318,600
56	175,000	168,500	224,000	218,100	262,100	256,800	300,300	294,300	324,200	319,800
57	176,300	169,500	225,600	219,700	263,800	258,400	301,600	295,600	325,500	321,100
58	177,700	170,400	227,200	221,200	265,500	260,100	303,000	296,900	326,800	322,300
59	179,000	171,200	228,700	222,600	267,200	261,700	304,400	298,200	328,200	323,600
60	180,300	172,200	230,200	224,200	268,900	263,300	305,700	299,500	329,400	324,800
61	181,600	173,000	231,900	225,800	270,600	264,900	307,000	300,700	330,600	325,900
62	183,000	173,900	233,500	227,300	272,300	266,400	308,300	301,900	331,800	327,100
63	184,400	174,800	235,000	228,700	273,800	268,000	309,600	303,200	333,000	328,200
64	185,800	175,700	236,500	230,300	275,300	269,400	310,900	304,400	334,100	329,300
65	187,200	176,600	238,200	231,900	276,900	270,900	312,200	305,700	335,200	330,300
66	188,600	177,900	239,700	233,400	278,400	272,300	313,400	306,800	336,300	331,400
67	189,600	178,900	241,200	234,800	279,800	273,700	314,600	307,900	337,300	332,300
68	191,000	180,200	242,800	236,400	281,300	275,100	315,800	309,100	338,300	333,300
69	192,400	181,500	244,300	237,800	282,800	276,500	316,900	310,100	339,300	334,200
70	193,700	182,900	245,800	239,300	284,200	277,900	318,000	311,200	340,400	335,300
71	195,100	184,200	247,300	240,700	285,500	279,200	319,000	312,100	341,400	336,200
72	196,400	185,500	248,800	242,300	286,900	280,400	320,100	313,200	342,400	337,200
73	197,800	186,900	250,400	243,800	288,200	281,700	321,200	314,200	343,400	338,100
74	199,200	188,200	252,000	245,300	289,500	282,900	322,200	315,200	344,400	339,100
75	200,600	189,500	253,500	246,700	290,900	284,200	323,200	316,100	345,400	340,000
76	202,000	190,900	254,900	248,200	292,200	285,500	324,200	317,100	346,400	341,000
77	203,400	192,200	256,400	249,600	293,500	286,700	325,200	318,000	347,400	341,900
78	204,800	193,500	258,000	251,100	294,800	287,900	326,200	319,000	348,400	342,900
79	206,100	194,800	259,400	252,500	296,100	289,200	327,200	319,900	349,400	343,800
80	207,400	196,100	260,800	254,000	297,500	290,300	328,200	320,900	350,400	344,800
81	208,800	197,400	262,300	255,400	298,800	291,500	329,200	321,800	351,300	345,600
82	210,200	198,800	263,800	256,800	299,700	292,600	330,200	322,800	352,300	346,500
83	211,600	200,100	265,300	258,200	300,900	293,600	331,100	323,600	353,200	347,400
84	212,900	201,400	266,800	259,700	302,000	294,800	332,000	324,500	354,100	348,300
85	214,300	202,800	268,200	261,000	303,100	295,800	333,000	325,500	355,000	349,200
86	215,600	204,100	269,500	262,300	304,100	296,800	333,900	326,300	355,900	350,000
87	216,900	205,300	270,900	263,700	305,100	297,800	334,800	327,200	356,800	351,000
88	217,100	206,700	272,300	264,900	306,100	298,700	335,800	328,100	357,800	351,800
89	218,500	208,000	273,500	266,200	307,000	299,600	336,800	329,100	358,800	352,600
90	219,900	209,300	274,800	267,400	307,900	300,400	337,700	329,900	359,800	353,300
91	221,200	210,600	276,100	268,600	308,900	301,400	338,600	330,800	360,800	354,100
92	222,600	211,900	277,600	269,900	309,800	302,200	339,500	331,600	361,000	354,900
93	224,000	213,200	279,000	271,000	310,600	303,000	340,300	332,400	362,000	355,600
94	225,400	214,600	280,400	272,200	311,500	303,800	341,100	333,200	363,000	356,400
95	226,700	215,800	281,800	273,500	312,400	304,700	342,000	334,000	363,400	357,200
96	228,100	217,100	283,200	274,800	313,200	305,500	342,900	334,900	364,000	357,900
97	229,500	218,500	284,600	276,000	314,000	306,200	343,800	335,600	365,000	358,700
98	230,900	219,800	286,000	276,900	314,800	307,000	344,500	336,400	365,800	359,400
99	232,200	221,000	287,400	278,000	315,700	307,800	345,400	337,300	366,500	360,100
100	233,600	222,400	288,800	279,000	316,500	308,600	346,200	338,000	367,300	360,900
101	235,000	223,700	290,200	280,000	317,300	309,400	347,000	338,800	368,100	361,600
102	236,300	224,900	291,600	281,000	318,100	310,100	347,800	339,500	368,900	362,400
103	237,600	226,200	293,000	281,700	319,000	311,000	348,700	340,400	369,500	363,100
104	239,000	227,500	294,400	282,500	319,800	311,900	349,500	341,200	370,400	363,800
105	240,400	228,800	295,800	283,400	320,600	312,500	350,300	341,900	371,200	364,600
106	241,700	230,100	297,200	284,200	321,400	313,300	351,100	342,700	372,000	365,400
107	243,000	231,300	298,500	285,100	322,200	314,000	351,900	343,400	372,800	366,200
108	244,400	232,600	299,900	285,900	323,000	314,800	352,700	344,200	373,600	367,000
109	245,800	234,000	301,300	286,800	323,800	315,600	353,500	345,000	374,400	367,800
110	247,100	235,200	302,700	287,700	324,600	316,300	354,300	345,700	375,200	368,600
111	248,400	236,500	303,100	288,500	325,400	317,100	355,100	346,500	376,000	369,400
112	249,600	237,600	303,300	289,300	326,200	317,800	355,900	347,300	376,800	370,200

号 俵	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額	
	就労前	就労後								
54	172,300	166,800	226,000	215,100	265,100	253,600	304,400	291,600	331,100	317,300
55	173,600	167,700	227,500	216,600	266,500	255,200	305,900	293,000	332,500	318,600
56	175,000	168,500	229,100	218,100	268,200	256,800	307,300	294,300	333,800	319,800
57	176,300	169,500	230,800	219,700	269,900	258,400	308,600	295,600	335,100	321,100
58	177,700	170,400	232,400	221,200	271,600	260,100	310,000	296,900	336,400	322,300
59	179,000	171,200	233,900	222,600	273,300	261,700	311,400	298,200	337,800	323,600
60	180,300	172,200	235,500	224,200	275,000	263,300	312,700	299,500	339,000	324,800
61	181,600	173,000	237,200	225,800	276,700	264,900	314,000	300,700	340,200	325,900
62	183,000	173,900	238,800	227,300	278,300	266,400	315,300	301,900	341,400	327,100
63	184,400	174,800	240,300	228,700	279,900	268,000	316,600	303,200	342,600	328,200
64	185,800	175,700	241,900	230,300	281,400	269,400	317,900	304,400	343,800	329,300
65	187,200	176,600	243,500	231,900	283,000	270,900	319,200	305,700	344,900	330,300
66	188,600	177,900	245,200	233,400	284,500	272,300	320,400	306,800	345,900	331,400
67	189,600	178,900	246,700	234,800	285,900	273,700	321,600	307,900	346,900	332,300
68	191,000	180,200	248,300	236,400	287,400	275,100	322,800	309,100	347,900	333,300
69	192,400	181,500	249,800	237,800	288,900	276,500	323,900	310,100	348,900	334,200
70	193,700	182,900	251,400	239,300	290,300	277,900	325,000	311,200	350,000	335,300
71	195,100	184,200	252,900	240,700	291,700	279,200	326,100	312,100	351,000	336,200
72	196,400	185,500	254,500	242,300	293,000	280,400	327,100	313,200	352,000	337,200
73	197,800	186,900	256,100	243,800	294,300	281,700	328,200	314,200	353,000	338,100
74	199,200	188,200	257,700	245,300	295,600	282,900	329,200	315,200	354,000	339,100
75	200,600	189,500	259,200	246,700	297,000	284,200	330,200	316,100	355,000	340,000
76	202,000	190,900	260,700	248,200	298,300	285,500	331,200	317,100	356,000	341,000
77	203,400	192,200	262,200	249,600	299,500	286,700	332,200	318,000	357,000	341,900
78	204,800	193,500	263,800	251,100	300,900	287,900	333,200	319,000	358,000	342,900
79	206,100	194,800	265,300	252,500	302,200	289,200	334,200	319,900	359,000	343,800
80	207,400	196,100	266,800	254,000	303,400	290,300	335,200	320,900	360,000	344,800
81	208,800	197,400	268,300	255,400	304,600	291,500	336,200	321,800	361,000	345,600
82	210,200	198,800	269,800	256,800	305,800	292,600	337,200	322,800	362,000	346,500
83	211,600	200,100	271,300	258,200	307,000	293,600	338,100	323,600	363,000	347,400
84	212,900	201,400								

職務の級 号	1級		2級		3級		4級		5級	
	基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額	
	就替前 円	就替後 円								
113	251,000	238,900	298,600	290,000	327,000	318,600	356,700	348,000		
114	252,300	240,200	299,400	291,700	328,600	319,400	357,500	348,800		
115	253,600	241,400	300,300	291,700	329,600	320,100	358,300	349,500		
116	254,800	242,500	301,100	292,400	330,900	320,900	359,000	350,200		
117	256,100	243,800	301,900	293,200	332,000	321,600	359,800	351,000		
118	257,400	245,000	302,700	293,900	333,000	322,300	360,600	351,700		
119	258,700	246,300	303,500	294,700	333,700	323,100	361,400	352,500		
120	259,900	247,400	304,200	295,400	334,500	323,800	362,100	353,200		
121	261,100	248,500	305,000	296,100	335,200	324,500	362,900	353,900		
122	262,300	249,700	305,800	296,900	336,000	325,200	363,600	354,600		
123	263,400	250,700	306,600	297,700	336,600	325,800	364,400	355,300		
124	264,500	251,800	307,300	298,300	337,400	326,600	365,100	356,000		
125	265,500	252,700	308,100	299,100	338,200	327,400	365,900	356,800		
126	266,500	253,700	308,900	299,800	338,900	328,000				
127	267,600	254,700	309,700	300,600	339,600	328,700				
128	268,700	255,800	310,400	301,300	338,400	329,400				
129	269,700	256,700	311,200	302,000	339,200	330,200				
130	270,600	257,600	311,900	302,700	339,900	330,900				
131	271,500	258,400	312,700	303,500	340,600	331,500				
132	272,400	259,300	313,400	304,100	341,400	332,300				
133	273,300	260,200	314,200	304,900	342,200	333,100				
134	274,200	261,000	314,900	305,600	342,900	333,700				
135	275,100	261,900	315,700	306,300	343,600	334,400				
136	275,900	262,600	316,400	307,000	344,400	335,200				
137	276,700	263,400	317,200	307,700	345,200	335,900				
138	277,500	264,200	317,900	308,400	345,900	336,600				
139	278,300	264,900	318,600	309,100	346,600	337,300				
140	279,100	265,700	319,300	309,700	347,400	338,000				
141	279,900	266,400	320,100	310,500	348,200	338,800				
142	280,600	267,100	320,800	311,200						
143	281,300	267,800	321,500	311,800						
144	282,100	268,500	322,200	312,500						
145	282,900	269,300	323,000	313,300						
146	283,600	270,000	323,700	313,900						
147			324,400	314,600						
148			325,100	315,300						
149			325,900	316,000						
150			326,600	316,700						
151			327,300	317,400						
152			328,000	318,000						
153			328,800	318,800						
154			329,500	319,500						
155			330,200	320,100						
156			330,900	320,800						
157			331,700	321,600						

職務の級 号	1級		2級		3級		4級		5級	
	基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額	
	就替前 円	就替後 円								
113	251,000	238,900	304,700	290,000	333,100	318,600	363,700	348,000		
114	252,300	240,200	305,500	291,700	333,900	319,400	364,500	348,800		
115	253,600	241,400	306,400	291,700	334,700	320,100	365,300	349,500		
116	254,800	242,500	307,200	292,400	335,500	320,900	366,000	350,200		
117	256,100	243,800	308,000	293,200	336,300	321,600	366,800	351,000		
118	257,400	245,000	308,800	293,900	337,000	322,300	367,600	351,700		
119	258,700	246,300	309,600	294,700	337,800	323,100	368,400	352,500		
120	259,900	247,400	310,300	295,400	338,600	323,800	369,100	353,200		
121	261,100	248,500	311,100	296,100	339,300	324,500	369,900	353,900		
122	262,300	249,700	311,900	296,900	340,000	325,200	370,600	354,600		
123	263,400	250,700	312,700	297,700	340,700	325,800	371,400	355,300		
124	264,500	251,800	313,400	298,300	341,500	326,600	372,100	356,000		
125	265,500	252,700	314,200	299,100	342,300	327,400	372,900	356,800		
126	266,500	253,700	315,000	299,800	343,000	328,000				
127	267,600	254,700	315,800	300,600	343,700	328,700				
128	268,700	255,800	316,500	301,300	344,500	329,400				
129	269,700	256,700	317,300	302,000	345,300	330,200				
130	270,600	257,600	318,000	302,700	346,000	330,900				
131	271,500	258,400	318,800	303,500	346,700	331,500				
132	272,400	259,300	319,500	304,100	347,500	332,300				
133	273,300	260,200	320,300	304,900	348,300	333,100				
134	274,200	261,000	321,000	305,600	349,000	333,700				
135	275,100	261,900	321,800	306,300	349,700	334,400				
136	275,900	262,600	322,500	307,000	350,500	335,200				
137	276,700	263,400	323,300	307,700	351,300	335,900				
138	277,500	264,200	324,000	308,400	352,000	336,600				
139	278,300	264,900	324,700	309,100	352,700	337,300				
140	279,100	265,700	325,400	309,700	353,500	338,000				
141	279,900	266,400	326,200	310,500	354,300	338,800				
142	280,600	267,100	326,900	311,200						
143	281,300	267,800	327,600	311,800						
144	282,100	268,500	328,300	312,500						
145	282,900	269,300	329,100	313,300						
146	283,600	270,000	329,800	313,900						
147			330,500	314,600						
148			331,200	315,300						
149			332,000	316,000						
150			332,700	316,700						
151			333,400	317,400						
152			334,100	318,000						
153			334,900	318,800						
154			335,600	319,500						
155			336,300	320,100						
156			337,000	320,800						
157			337,800	321,600						



現行

2 管理職基本給表

職務の級 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
	基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額	
	読替前	読替後														
1	216,300	204,400	236,600	223,700	312,100	295,800	328,800	311,700	353,600	335,300	408,800	389,100	456,700	436,400	498,600	477,100
2	217,800	205,800	238,100	225,100	314,200	297,800	330,900	313,700	355,700	337,400	411,000	391,300	459,000	438,600	500,900	479,300
3	219,300	207,200	239,600	226,600	316,200	299,800	333,000	315,600	357,700	339,400	413,000	393,400	461,400	440,900	503,100	481,600
4	220,700	208,600	241,100	228,000	318,200	301,700	335,000	317,600	359,900	341,500	414,800	395,500	463,800	443,200	505,500	483,800
5	222,100	209,900	242,600	229,400	320,200	303,600	337,000	319,500	362,100	343,600	416,900	397,700	466,100	445,500	507,900	486,100
6	223,600	211,300	244,100	230,800	322,300	305,600	339,100	321,500	364,200	345,700	419,100	399,900	468,400	447,700	510,200	488,300
7	225,100	212,700	245,600	232,300	324,300	307,500	341,200	323,500	366,400	347,800	421,200	402,000	470,800	450,000	512,500	490,600
8	226,500	214,100	247,100	233,700	326,300	309,400	342,800	325,300	368,600	349,900	423,200	404,100	473,200	452,200	514,900	492,900
9	227,900	215,400	248,600	235,100	328,200	311,300	344,900	327,300	370,700	352,000	425,400	406,300	475,500	454,400	517,300	495,200
10	229,400	216,800	250,100	236,500	330,100	313,300	347,000	329,300	372,900	354,100	427,700	408,500	477,800	456,600	519,500	497,300
11	230,900	218,300	251,500	237,900	332,200	315,300	349,000	331,300	375,100	356,200	429,700	410,500	480,200	458,900	521,900	499,600
12	232,300	219,600	253,000	239,300	334,200	317,200	351,100	333,300	377,300	358,300	431,900	412,500	482,600	461,200	524,300	501,800
13	233,700	220,900	254,500	240,700	336,200	319,100	353,300	335,400	379,500	360,400	434,100	414,700	485,000	463,500	526,700	504,100
14	235,200	222,400	256,000	242,200	338,300	321,100	355,400	337,400	381,300	362,500	436,400	416,900	487,200	465,700	529,000	506,300
15	236,700	223,800	257,500	243,600	340,400	323,100	357,500	339,300	383,400	364,600	438,500	419,000	489,600	468,000	531,400	508,600
16	238,100	225,100	259,000	245,000	342,400	325,000	359,600	341,300	385,500	366,700	440,400	421,100	491,900	470,200	533,600	510,900
17	239,500	226,500	260,500	246,400	344,400	326,900	361,800	343,400	387,400	368,700	442,400	423,300	494,200	472,500	536,000	513,200
18	241,000	227,900	262,000	247,900	346,500	328,900	363,800	345,400	389,300	370,800	444,500	425,500	496,500	474,700	538,300	515,400
19	242,500	229,300	263,600	249,400	348,600	330,900	365,500	347,400	391,400	372,900	446,600	427,600	498,900	477,000	540,600	517,600
20	244,000	230,700	265,100	250,800	350,700	332,900	367,500	349,400	393,400	374,900	448,700	429,700	501,200	479,300	543,000	519,900
21	245,500	232,200	266,600	252,300	352,700	334,800	369,500	351,500	395,500	377,000	451,000	431,900	503,400	481,600	545,300	522,200
22	247,100	233,700	268,100	253,700	354,300	336,800	371,600	353,500	397,700	379,100	453,100	434,100	505,600	483,800	547,600	524,400
23	248,600	235,100	269,700	255,200	356,300	338,800	373,300	355,500	399,800	381,200	455,300	436,200	508,000	486,000	549,900	526,700
24	250,200	236,600	271,200	256,700	358,300	340,800	375,100	357,500	402,000	383,300	457,500	438,300	510,300	488,300	552,300	529,000
25	251,700	238,100	272,900	258,300	359,900	342,700	377,300	359,600	403,900	385,400	459,800	440,400	512,600	490,600	554,700	531,300
26	253,400	239,700	274,500	259,900	362,000	344,700	379,400	361,600	405,900	387,500	462,100	442,600	514,800	492,800	557,000	533,400
27	255,100	241,300	276,200	261,500	363,800	346,700	381,300	363,600	408,000	389,600	464,300	444,700	517,200	495,100	559,400	535,700
28	256,800	242,900	277,900	263,100	365,900	348,700	383,400	365,600	410,100	391,700	466,500	446,800	519,500	497,300	561,800	538,000
29	258,500	244,500	279,700	264,800	367,900	350,600	385,200	367,600	411,900	393,800	468,800	449,000	521,800	499,600	563,900	540,200
30	260,300	246,300	281,500	266,500	369,900	352,600	387,100	369,600	413,900	395,900	471,100	451,200	524,000	501,700	566,100	542,400
31	262,100	248,000	283,300	268,200	371,800	354,600	389,000	371,600	415,800	398,000	473,300	453,300	526,300	504,000	568,500	544,700
32	263,800	249,600	285,100	270,000	373,800	356,600	390,900	373,600	417,800	400,100	475,400	455,300	528,700	506,300	570,900	547,000
33	265,600	251,300	287,000	271,800	375,600	358,500	392,800	375,700	420,000	402,200	477,700	457,500	531,000	508,600	573,300	549,200
34	267,500	253,100	288,900	273,600	377,400	360,500	394,500	377,700	422,200	404,300	480,000	459,700	533,100	510,800	575,600	551,400
35	269,400	254,900	290,800	275,400	379,200	362,500	396,500	379,700	424,400	406,400	482,200	461,800	535,500	513,100	578,000	553,700

職務の級 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
	基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額	
	読替前	読替後														
36	271,000	256,600	292,600	277,100	381,200	364,500	398,600	381,700	426,600	408,500	484,400	463,900	537,900	515,400	580,400	556,000
37	273,000	258,400	294,500	278,900	382,800	366,400	400,800	383,800	428,700	410,500	486,700	466,000	540,300	517,600	582,800	558,300
38	274,900	260,200	296,300	280,700	384,700	368,300	402,900	385,800	430,900	412,500	489,000	468,200	542,600	519,800	585,100	560,500
39	276,800	262,100	298,200	282,500	386,600	370,300	405,000	387,800	433,100	414,600	491,200	470,300	545,000	522,100	587,300	562,600
40	278,700	263,900	300,100	284,300	388,900	372,300	407,100	389,800	435,300	416,700	493,400	472,400	547,400	524,400	589,400	564,600
41	280,600	265,700	302,000	286,100	390,900	374,200	409,300	391,900	437,500	418,800	495,700	474,600	549,800	526,700	591,400	566,500
42	282,500	267,500	304,000	288,000	393,000	376,200	411,400	393,900	439,700	420,900	498,000	476,800	552,100	528,900	593,300	568,300
43	284,400	269,300	306,000	289,900	395,100	378,200	413,500	395,900	441,800	422,900	500,200	478,900	554,300	531,000	595,100	570,000
44	286,300	271,100	308,000	291,800	397,200	380,200	415,600	397,900	444,000	425,000	502,400	481,000	556,400	533,000	596,900	571,700
45	288,300	273,000	309,900	293,700	399,200	382,100	417,800	400,000	446,100	427,000	504,700	483,200	558,400	534,900	598,600	573,300
46	290,200	274,800	311,800	295,600	401,200	384,000	419,900	402,000	448,200	429,000	507,000	485,400	560,300	536,700	600,200	574,900
47	292,200	276,700	313,800	297,500	403,300	386,000	422,000	404,000	450,300	431,000	509,200	487,500	562,100	538,400	601,700	576,300
48	294,100	278,500	315,900	299,500	405,400	388,000	424,100	406,000	452,300	432,900	511,400	489,600	563,700	539,900	603,200	577,700
49	296,000	280,400	317,900	301,400	407,400	389,900	426,200	408,000	454,300	434,800	513,500	491,600	565,400	541,500	604,600	579,000
50	297,900	282,200	319,900	303,300	409,400	391,800	428,300	410,000	456,400	436,800	515,500	493,500	567,000	543,100	605,900	580,300
51	299,900	284,100	321,900	305,200	411,400	393,700	430,300	411,900	458,400	438,700	517,500	495,400	568,500	544,500	607,300	581,600
52	301,900	286,000	324,000	307,200	413,400	395,600	432,400	413,900	460,400	440,600	519,300	497,100	569,900	545,800	608,600	582,800
53	303,900	287,900	326,100	309,200	415,300	397,400	434,400	415,800	462,300	442,400	521,100	498,800	571,300	547,100	609,700	583,900
54	305,900	289,900	328,000	311,100	417,100	399,100	436,300	417,600	464,100	444,200	522,800	500,400	572,600	548,400	610,900	585,000
55	307,900	291,800	329,800	313,000	419,000	400,900	438,300	419,500	465,900	445,900	524,500	502,000	573,900	549,600	612,000	586,100
56	309,900	293,700	331,900	315,000	420,800	402,700	440,200	421,300	467,700	447,600	526,100	503,600	575,100	550,800	613,100	587,100
57	311,800	295,600	334,000	317,000	422,600	404,400	442,200	423,200	469,400	449,200	527,600	505,000	576,400	552,000	614,200	588,200
58	313,800	297,500	336,000	318,900	424,300	406,000	444,100	425,000	471,100	450,800	529,100	506,400	577,600	553,100	615,300	589,200
59	315,800	299,400	338,000	320,800	426,000	407,600	446,000	426,800	472,700	452,300	530,500	507,700	578,800	554,300	616,300	590,200
60	317,800	301,300	340,100	322,800	427,600	409,100	447,900	428,600	474,200	453,800	531,900	509,100	579,900	555,300	617,300	591,100
61	319,800	303,200	342,100	324,700	429,100	410,500	449,700	430,400	475,800	455,300	533,100	510,200	580,900	556,300	618,400	592,200
62	321,800	305,100	344,100	326,600	430,600	412,000	451,400	432,000	477,400	456,800	534,400	511,500	582,000	557,300	619,500	593,200
63	323,800	307,000	346,100	328,500	432,200	413,500	453,100	433,600	478,900	458,200	535,700	512,700	583,100	558,400		
64	325,800	308,900	348,200	330,500	433,600	414,800	454,700	435,100	480,300	459,600	537,100	514,000	584,200	559,400		
65	327,800	310,800	350,300	332,500	435,000	416,200	456,200	436,500	481,700	460,900	538,300	515,200	585,200	560,400		
66	329,700	312,700	352,300	334,400	436,300	417,400	457,700	438,000	483,000	462,100	539,500	516,300	586,300	561,400		
67	331,500	314,600	353,900	336,300	437,600	418,600	459,100	439,300	484,500	463,600	540,700	517,400	587,300	562,400		
68	333,500	316,500	355,800	338,300	438,900	419,900	460,500	440,600	485,800	464,800	541,800	518,500	588,400	563,400		
69	335,500	318,400	357,800	340,300	440,200	421,100	461,800	441,900	487,100	466,000	543,000	519,600	589,400	564,400		
70	337,500	320,300	359,700	342,200	441,400	422,300	463,100	443,100	488,400	467,300	544,100	520,700	590,500	565,400		
71	339,500	322,200	361,400	344,100	442,500	423,300	464,400	444,300	489,700	468,500	545,200	521,700				
72	341,400	324,000	363,200	346,100	443,700	424,400	465,700	445,600	491,000	469,800	546,300	522,800				
73	343,400	325,900	365,300	348,100	444,800	425,500	466,900	446,700	492,200	470,900	547,400	523,800				
74	345,400	327,800	367,300	350,000	445,900	426,500	468,100	447,900	493,400	472,000	548,400	524,800				





2 管理職基本給表

職務の級 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
	基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額	
	読替前	読替後														
1	215,600	204,400	234,500	223,700	306,000	295,800	322,300	311,700	346,700	335,300	400,600	389,100	447,200	436,400	488,600	477,100
2	217,100	205,800	235,800	225,100	308,000	297,800	324,400	313,700	348,700	337,400	402,800	391,300	449,500	438,600	490,900	479,300
3	218,600	207,200	237,200	226,600	310,000	299,800	326,500	315,600	350,700	339,400	404,700	393,400	451,900	440,900	493,100	481,600
4	220,000	208,600	238,400	228,000	312,000	301,700	328,400	317,600	352,900	341,500	406,500	395,500	454,300	443,200	495,400	483,800
5	221,400	209,900	239,900	229,400	313,900	303,600	330,400	319,500	355,000	343,600	408,600	397,700	456,600	445,500	497,800	486,100
6	222,900	211,300	241,200	230,800	316,000	305,600	332,400	321,500	357,100	345,700	410,700	399,900	458,900	447,700	500,000	488,300
7	224,400	212,700	242,400	232,300	317,900	307,500	334,500	323,500	359,200	347,800	412,700	402,000	461,300	450,000	502,100	490,600
8	225,500	214,100	243,800	233,700	319,900	309,400	336,100	325,300	361,400	349,900	414,700	404,100	463,600	452,200	504,400	492,900
9	226,900	215,400	244,900	235,100	321,800	311,300	338,100	327,300	363,400	352,000	416,800	406,300	465,800	454,400	506,800	495,200
10	228,100	216,800	246,400	236,500	323,600	313,300	340,200	329,300	365,600	354,100	419,100	408,500	468,100	456,600	509,000	497,300
11	229,400	218,300	247,500	237,900	325,700	315,300	342,100	331,300	367,700	356,200	421,100	410,500	470,500	458,900	511,400	499,600
12	230,700	219,600	248,700	239,300	327,600	317,200	344,100	333,300	369,900	358,300	423,300	412,500	472,800	461,200	513,800	501,800
13	232,100	220,900	250,000	240,700	329,600	319,100	346,300	335,400	372,100	360,400	425,400	414,700	475,100	463,500	516,200	504,100
14	233,600	222,400	251,400	242,200	331,700	321,100	348,400	337,400	373,800	362,500	427,700	416,900	477,300	465,700	518,500	506,300
15	234,600	223,800	252,900	243,600	333,700	323,100	350,400	339,300	375,900	364,600	429,800	419,000	479,700	468,000	520,900	508,600
16	235,800	225,100	254,200	245,000	335,700	325,000	352,500	341,300	378,000	366,700	431,700	421,100	481,900	470,200	523,000	510,900
17	237,100	226,500	255,500	246,400	337,600	326,900	354,700	343,400	379,800	368,700	433,700	423,300	484,200	472,500	525,400	513,200
18	238,600	227,900	256,800	247,900	339,700	328,900	356,700	345,400	381,700	370,800	435,800	425,500	486,500	474,700	527,600	515,400
19	239,800	229,300	258,400	249,400	341,800	330,900	358,300	347,400	383,700	372,900	437,800	427,600	488,900	477,000	529,800	517,600
20	241,100	230,700	259,900	250,800	343,800	332,900	360,300	349,400	385,700	374,900	439,900	429,700	491,200	479,300	532,200	519,900
21	242,300	232,200	261,400	252,300	345,800	334,800	362,300	351,500	387,700	377,000	442,000	431,900	493,400	481,600	534,400	522,200
22	243,800	233,700	262,800	253,700	347,300	336,800	364,200	353,500	389,800	379,100	444,000	434,100	495,500	483,800	536,700	524,400
23	245,300	235,100	264,400	255,200	349,300	338,800	365,900	355,500	391,900	381,200	445,900	436,200	497,900	486,000	538,900	526,700
24	246,500	236,600	265,900	256,700	351,300	340,800	367,700	357,500	394,000	383,300	447,800	438,300	500,100	488,300	541,300	529,000
25	247,700	238,100	267,500	258,300	352,800	342,700	369,900	359,600	395,900	385,400	449,800	440,400	502,200	490,600	543,600	531,300
26	249,100	239,700	269,000	259,900	354,900	344,700	371,900	361,600	397,800	387,500	451,800	442,600	504,300	492,800	545,900	533,400
27	250,600	241,300	270,700	261,500	356,700	346,700	373,800	363,600	399,400	389,600	453,700	444,700	506,700	495,100	548,300	535,700
28	252,200	242,900	272,400	263,100	358,700	348,700	375,900	365,600	401,000	391,700	455,600	446,800	508,900	497,300	550,500	538,000
29	253,700	244,500	274,200	264,800	360,700	350,600	377,600	367,600	402,300	393,800	457,600	449,000	511,200	499,600	552,500	540,200
30	255,300	246,300	276,000	266,500	362,600	352,600	379,500	369,600	403,800	395,900	459,600	451,200	513,300	501,700	554,500	542,400
31	256,900	248,000	277,700	268,200	364,500	354,600	381,300	371,600	405,200	398,000	461,500	453,300	515,600	504,000	556,500	544,700
32	258,600	249,600	279,500	270,000	366,500	356,600	383,200	373,600	406,700	400,100	463,400	455,300	517,900	506,300	558,500	547,000
33	260,400	251,300	281,400	271,800	368,200	358,500	384,900	375,700	408,400	402,200	465,400	457,500	520,100	508,600	560,500	549,200
34	262,300	253,100	283,200	273,600	369,900	360,500	386,500	377,700	410,100	404,300	467,400	459,700	522,200	510,800	562,700	551,400
35	264,100	254,900	285,100	275,400	371,700	362,500	388,200	379,700	411,800	406,400	469,400	461,800	524,300	513,100	565,100	553,700

職務の級 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
	基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額		基本給月額	
	読替前	読替後														
36	265,800	256,600	286,900	277,100	373,700	364,500	390,000	381,700	413,500	408,500	471,400	463,900	526,400	515,400	567,500	556,000
37	267,600	258,400	288,700	278,900	375,200	366,400	391,900	383,800	415,200	410,500	473,100	466,000	528,500	517,600	569,900	558,300
38	269,400	260,200	290,500	280,700	376,900	368,300	393,800	385,800	417,000	412,500	475,400	468,200	530,600	519,800	572,200	560,500
39	271,400	262,100	292,400	282,500	378,800	370,300	395,700	387,800	418,700	414,600	477,600	470,300	532,700	522,100	574,400	562,600
40	273,300	263,900	294,200	284,300	380,700	372,300	397,600	389,800	420,400	416,700	479,800	472,400	534,900	524,400	576,500	564,600
41	275,200	265,700	296,100	286,100	382,500	374,200	399,600	391,900	422,200	418,800	482,100	474,600	537,300	526,700	578,500	566,500
42	276,900	267,500	298,000	288,000	384,400	376,200	401,500	393,900	424,000	420,900	484,400	476,800	539,600	528,900	580,400	568,300
43	278,800	269,300	300,000	289,900	386,300	378,200	403,400	395,900	425,700	422,900	486,600	478,900	541,800	531,000	582,200	570,000
44	280,700	271,100	302,000	291,800	388,200	380,200	405,300	397,900	427,500	425,000	488,800	481,000	543,900	533,000	584,000	571,700
45	282,700	273,000	303,800	293,700	390,000	382,100	407,300	400,000	429,400	427,000	491,100	483,200	545,900	534,900	585,700	573,300
46	284,500	274,800	305,700	295,600	391,800	384,000	409,200	402,000	431,500	429,000	493,400	485,400	547,800	536,700	587,300	574,900
47	286,500	276,700	307,600	297,500	393,700	386,000	411,100	404,000	433,600	431,000	495,600	487,500	549,600	538,400	588,800	576,300
48	288,300	278,500	309,700	299,500	395,800	388,000	413,000	406,000	435,600	432,900	497,800	489,600	551,200	539,900	590,300	577,700
49	290,200	280,400	311,700	301,400	397,800	389,900	414,900	408,000	437,600	434,800	499,900	491,600	552,900	541,500	591,700	579,000
50	292,100	282,200	313,600	303,300	399,800	391,800	416,800	410,000	439,700	436,800	501,900	493,500	554,500	543,100	593,000	580,300
51	294,000	284,100	315,600	305,200	401,800	393,700	418,700	411,900	441,700	438,700	503,900	495,400	556,000	544,500	594,400	581,600
52	296,000	286,000	317,600	307,200	403,800	395,600	420,600	413,900	443,700	440,600	505,700	497,100	557,400	545,800	595,700	582,800
53	297,900	287,900	319,700	309,200	405,700	397,400	422,500	415,800	445,600	442,400	507,500	498,800	558,800	547,100	596,800	583,900
54	299,900	289,900	321,600	311,100	407,500	399,100	424,400	417,600	447,400	444,200	509,200	500,400	560,100	548,400	598,000	585,000
55	301,900	291,800	323,300	313,000	409,400	400,900	426,400	419,500	449,200	445,900	510,900	502,000	561,400	549,600	599,100	586,100
56	303,800	293,700	325,400	315,000	411,200	402,700	428,300	421,300	451,000	447,600	512,500	503,600	562,600	550,800	600,200	587,100
57	305,700	295,600	327,400	317,000	413,000	404,400	430,300	423,200	452,700	449,200	514,000	505,000	563,900	552,000	601,300	588,200
58	307,600	297,500	329,400	318,900	414,700	406,000	432,200	425,000	454,400	450,800	515,500	506,400	565,100	553,100	602,400	589,200
59	309,600	299,400	331,400	320,800	416,400	407,600	434,100	426,800	456,000	452,300	516,900	507,700	566,300	554,300	603,400	590,200
60	311,600	301,300	333,400	322,800	418,000	409,100	436,000	428,600	457,500	453,800	518,300	509,100	567,400	555,300	604,400	591,100
61	313,500	303,200	335,400	324,700	419,500	410,500	437,800	430,400	459,100	455,300	519,500	510,200	568,400	556,300	605,500	592,200
62	315,500	305,100	337,300	326,600	421,000	412,000	439,500	432,000	460,700	456,800	520,800	511,500	569,500	557,300	606,600	593,200
63	317,400	307,000	339,300	328,500	422,600	413,500	441,200	433,600	462,200	458,200	522,100	512,700	570,600	558,400		
64	319,400	308,900	341,400	330,500	424,000	414,800	442,800	435,100	463,600	459,600	523,500	514,000	571,700	559,400		
65	321,400	310,800	343,400	332,500	425,400	416,200	444,300	436,500	465,000	460,900	524,700	515,200	572,700	560,400		
66	323,200	312,700	345,400	334,400	426,700	417,400	445,800	438,000	466,300	462,100	525,900	516,300	573,800	561,400		
67	325,000	314,600	347,000	336,300	428,000	418,600	447,200	439,300	467,800	463,600	527,100	517,400	574,800	562,400		
68	327,000	316,500	348,800	338,300	429,300	419,900	448,600	440,600	469,100	464,800	528,200	518,500	575,900	563,400		
69	328,900	318,400	350,800	340,300	430,600	421,100	449,900	441,900	470,400	466,000	529,400	519,600	576,900	564,400		
70	330,900	320,300	352,600	342,200	431,800	422,300	451,200	443,100	471,700	467,300	530,500	520,700	578,000	565,400		
71	332,900	322,200	354,300	344,100	432,900	423,300	452,500	444,300	473,000	468,500	531,600	521,700				
72	334,700	324,000	356,100	346,100	434,100	424,400	453,800	445,600	474,300	469,800	532,700	522,800				
73	336,700	325,900	358,100	348,100	435,200	425,500	455,000	446,700	475,500	470,900	533,800	523,800				
74	338,600	327,800	360,100	350,000	436,300	426,500	456,200	447,900	476,700	472,000	534,800	524,800				

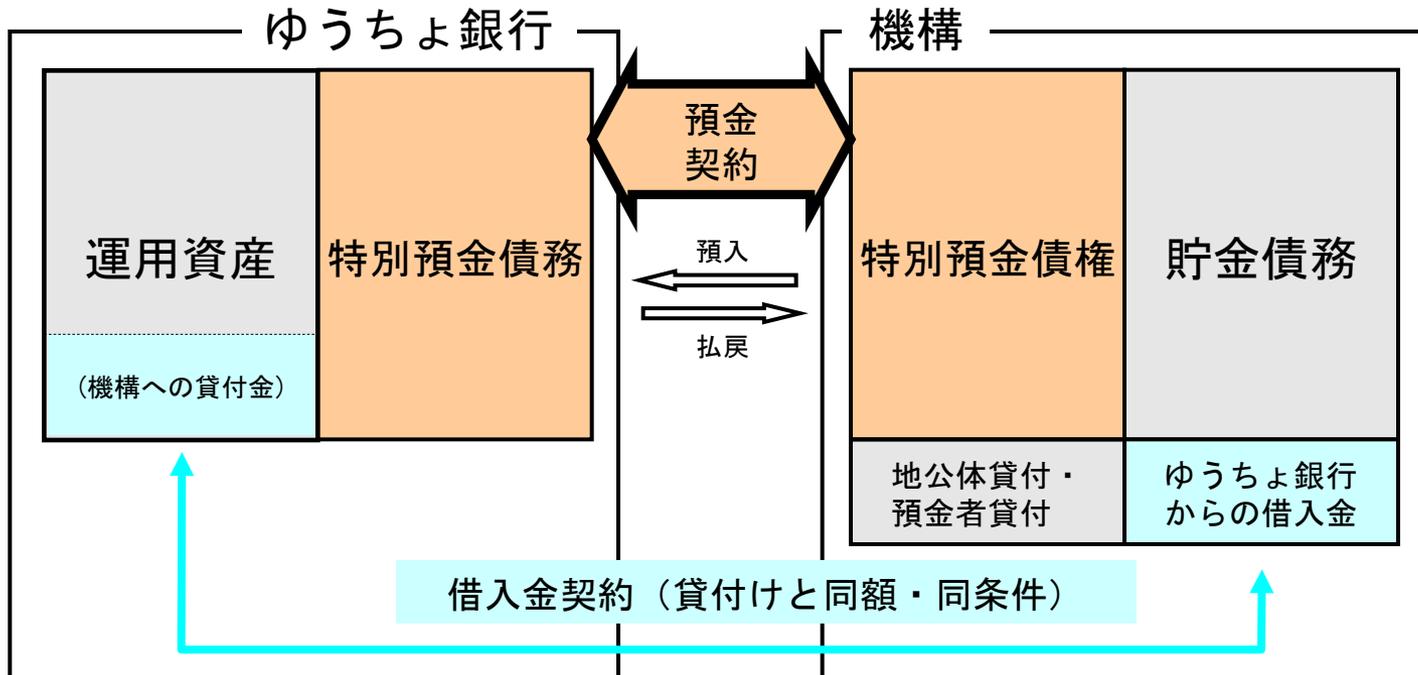




# 長期借入金・償還計画のポイント

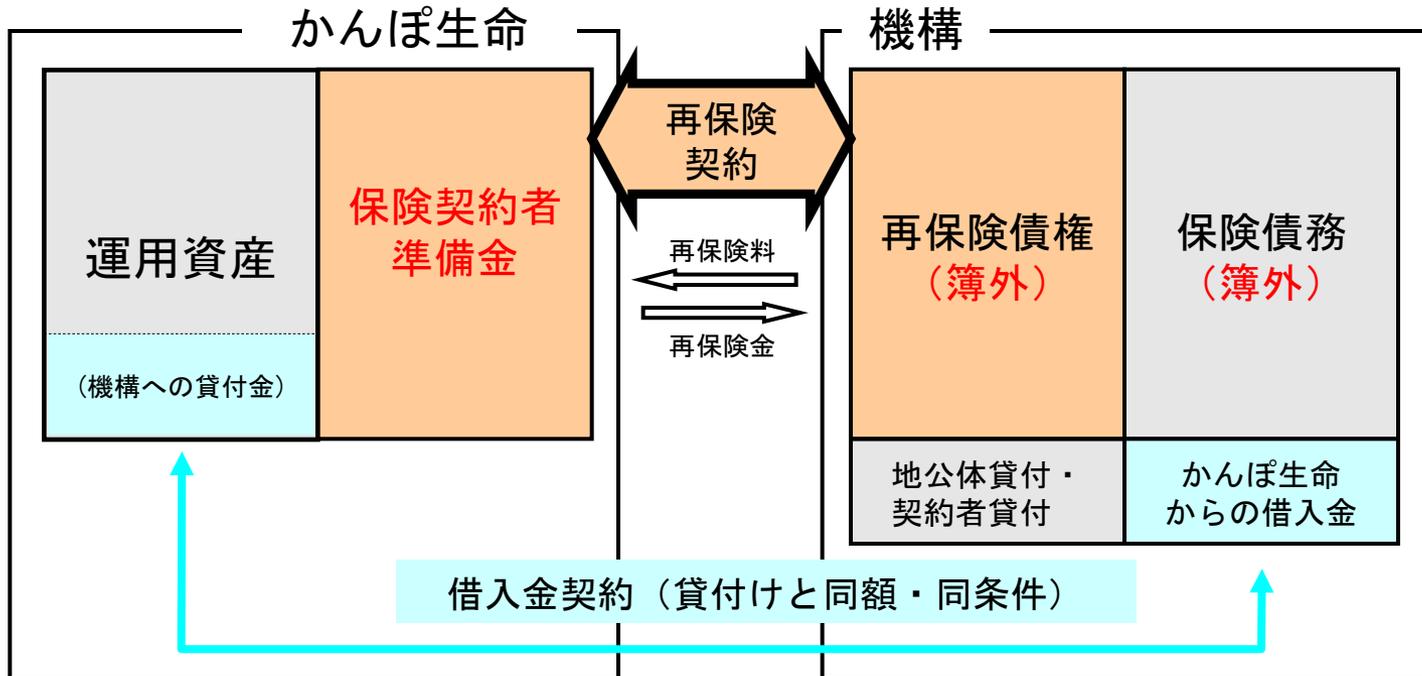
- (1) 機構が有する預金者等に係る債務に相当する資産は、すべてゆうちょ銀行又はかんぽ生命保険に預金又は再保険されることとなっている。
- (2) その結果、機構が旧日本郵政公社からの承継等により実施することとされている預金者、保険契約者及び地方公共団体等への貸付けを維持するために、バランスシートの調整が必要となることから、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険から長期借入れするもの。
- (3) 借入れの金額・条件(利率、償還期限等)は、機構が実施する貸付けと同額・同条件となっており、機構が当該借入れに係るリスクを負うことはない。

## 【ゆうちょ銀行と機構との関係（イメージ）】



※かんぽ生命保険との関係も、基本的には同様

【かんぽ生命と機構との関係（イメージ）】



【参照条文】

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年十月二十一日法律第一百一号）

（長期借入金）

第二十六条 機構は、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に必要な費用に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（償還計画）

第二十七条 機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（総務省令第98号）

（長期借入金の認可の申請）

第三十二条 機構は、法第二十六条第一項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、前条各号に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（償還計画の認可の申請）

第三十三条 機構は、法第二十七条第一項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した償還計画を総務大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

- 一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
- 二 長期借入金の償還の方法及び期限
- 三 その他償還計画の認可に関して必要な事項

## 【預金者貸付関係】

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年十月二十一日法律第一百一号）

（郵便貯金資産の運用）

第二十八条 機構は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資産を運用してはならない。

一 整備法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第六十四条の規定による預金者に対する貸付け

（簡易生命保険資産の運用）

第二十九条 機構は、次の方法による場合を除くほか、簡易生命保険資産を運用してはならない。

一 保険契約者に対する貸付け

○郵便貯金法

（預金者に対する貸付け）

第六十四条 公社は、預金者の生活上の必要を満たすため、積立郵便貯金、定額郵便貯金又は定期郵便貯金の預金者に対し、当該郵便貯金（定期郵便貯金にあつては、継続預入の取扱いにより当該定期郵便貯金の払戻金をもつて預入に充てられたものを含む。）を担保として貸付けをするものとする。

（貸付金の金額の制限）

第六十五条 前条の規定による貸付金の金額は、貸付けを受けようとする預金者が担保とする積立郵便貯金、定額郵便貯金又は定期郵便貯金の当該貸付けの申込みの日における現在高に十分の九を乗じて得た額に相当する金額を超えてはならず、その総額は、一の預金者ごとに政令で定める額を超えてはならない。

二 前条の規定による貸付金の総額が前項に規定する制限額を超えたときは、公社は、その旨を当該貸付けを受けた預金者に通知する。

三 前項の規定による通知があつたときは、預金者は、当該貸付金の総額が第一項に規定する制限額以内の金額となるように当該貸付金の一部を返還しなければならない。

四 第二項の規定により通知を発した日から一箇月以内に当該預金者が前項の規定による返還をしないときは、公社は、貸付金のうちその貸付けにより貸付金の総額が第一項に規定する制限額を超えることとなつたもの及びその利子に係る債務の弁済の期限を繰り上げ、当該貸付金の担保とされた郵便貯金を当該債務の弁済に充当するものとする。この場合において、当該郵便貯金に関する契約は、消滅する。

（貸付期間及び利率）

第六十六条 第六十四条の規定による貸付金の貸付期間は政令で定め、その貸付金の利率は公社の定める貸付金の利率の決定方針に基づき公社が定める。

(貸付けの更新)

第六十六条の二 第六十四条の規定による貸付金の貸付期間が満了する場合において、公社の定めるところにより、預金者から当該貸付けの更新の請求及び当該貸付金の利子に係る債務の弁済（次項において「更新請求等」という。）があつたときは、当該貸付金の貸付期間が満了する日に、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済があり、かつ、当該貸付金と同額の新たな同条の規定による貸付けをしたものとみなす。

二 前項の規定により預金者が行う更新請求等は、第六十四条の規定による貸付金及びその利子に係る債務の弁済（同項の規定により当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済とみなされるものを除く。）が行われるまでの間について、政令で定める回数を限度としてすることができるものとする。

(準用規定)

第六十七条 第六十四条の規定による貸付けについては、第三十七条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「払戻金の払渡し」とあるのは「貸付金の交付」と、「当該払渡し」とあるのは「当該交付」と読み替えるものとする。

(法定弁済)

第六十八条 第六十四条の規定による貸付金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた郵便貯金の払戻し（継続預入の取扱いに係る払戻しを除く。）の請求があつたときは、当該払戻金の金額は当該郵便貯金のその時における現在高からその時における当該貸付金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額とし、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額はその債務の弁済に充当される。

二 第六十四条の規定による貸付金の貸付期間が経過した場合において、その時まで貸付金及びその利子に係る債務の弁済がないときは、当該貸付けの担保とされた郵便貯金は、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充当される。この場合において、当該郵便貯金に関する契約は、消滅する。

○郵便貯金法施行令

(貸付金の総額の制限額)

第二条 郵便貯金法第六十五条第一項の政令で定める額は、三百万円とする。

(貸付期間)

第三条 郵便貯金法第六十六条の貸付期間は、貸付けの日から二年とする。ただし、貸付けの日から二年以内に貸付けの担保とされた郵便貯金が同法第五十一条の二第一項、第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により通常貯金となる場合は、貸付けの日から貸付けの担保とされた郵便貯金が通常貯金となる日の前日までとする。

(貸付けの更新の回数)

第四条 郵便貯金法第六十六条の二第二項の政令で定める回数は、一回とする。

## 【地方公共団体貸付に係る条文】

### ○郵便貯金法（昭和二十二年十一月三十日法律第百四十四号）

（地方公共団体に対する貸付け等）

第六十九条 公社は、総務省令で定めるところにより、地方公共団体に対し貸付けをし、又は地方債の取得（応募又は買入れの方法による取得を除く。）をするものとする。

### ○郵便貯金法施行規則（平成十五年一月十四日総務省令第八号）

## 第二章 地方公共団体に対する貸付け

（地方公共団体に対する貸付け）

第三条 法第六十九条の規定に基づき、公社が地方公共団体に対し貸付けをする場合は、この章の定めるところによる。

（地方貸付の方法）

第四条 （略）

（地方貸付の種類）

第五条 地方貸付は、次の三種とする。

- 一 長期貸付 地方債の発行について同意又は許可を得た事業に対して行う地方貸付で、貸付期間が地方貸付が行われる日の属する公社の事業年度の翌事業年度以降にわたるもの
- 二 起債前貸 長期貸付が行われるまでのつなぎとして行う地方貸付
- 三 短期貸付 地方公共団体の一時的な歳計不足を補うために行う地方貸付で、地方貸付が行われる日の属する事業年度内に償還されるもの

（貸付利率）

第六条 公社は、第八条に規定する貸付金利方式並びに償還期間及び据置期間を反映し、国債の利回りを基準として総務大臣が定めて通知する利率により、地方貸付をするものとする。

（長期貸付）

第七条 公社は、総務大臣が毎事業年度定めて通知する額（以下この条において「長期貸付予定総額」という。）の長期貸付をするものとする。

2～9 （略）

（長期貸付の貸付金利方式）

第八条 公社は、固定金利方式（地方貸付の約定期間中、貸付利率が一定である地方貸付に係る金利方式）又は利率見直し方式（地方貸付の約定期間中、五年ごと又は十年ごとに貸付利率を見直すことが予定されている地方貸付に係る金利方式）により、長期貸付をするものとする。

（長期貸付の実行）

第九条 （略）

（長期貸付の貸付期限）

第十条 （略）

（貸付期限の延伸）

第十一条 （略）

（起債前貸）

第十二条 (略)

(元金の償還及び利息の支払方法)

**第十三条 長期貸付に係る元金の償還及び利息の支払は、総務大臣が別に定める場合を除き、半年賦元利均等償還の方法によるものとする。**

- 2 起債前貸に係る元金の償還は、一括償還の方法によるものとし、利息の支払は、半年賦支払の方法によるものとする。
- 3 短期貸付に係る元金の償還及び利息の支払は、一括償還の方法によるものとする。

(繰上償還)

第十四条 (略)

(違約金又は延滞利息)

第十五条 (略)

(調査及び報告)

第十六条 (略)

(取扱郵便局)

第十七条 (略)

(条件変更)

第十八条 (略)

○簡易生命保険法（昭和二十四年五月十六日法律第六十八号）

第八十八条 公社は、総務省令で定めるところにより、地方公共団体に対し貸付けをし、又は地方債の取得（応募又は買入れの方法による取得を除く。）をするものとする。

○簡易生命保険法施行規則（平成十五年一月十四日総務省令第十五号）

**第三章 地方公共団体に対する貸付け**

(地方公共団体に対する貸付け)

第三条 法第八十八条の規定に基づき、公社が地方公共団体に対し貸付けをする場合は、この章の定めるところによる。

(地方貸付の方法)

第四条 (略)

(地方貸付の種類)

第五条 地方貸付は、次の三種とする。

- 一 長期貸付 地方債の発行について同意又は許可を得た事業に対して行う地方貸付で、貸付期間が地方貸付が行われる日の属する公社の事業年度の翌事業年度以降にわたるもの
- 二 起債前貸 長期貸付が行われるまでのつなぎとして行う地方貸付
- 三 短期貸付 地方公共団体の一時的な歳計不足を補うために行う地方貸付で、地方貸付が行われる日の属する事業年度内に償還されるもの

(貸付利率)

第六条 公社は、第八条に規定する貸付金利方式並びに償還期間及び据置期間を反映し、国債の利回りを基準として総務大臣が定めて通知する利率により、地方貸付をするものとする。

(長期貸付)

第七条 公社は、総務大臣が毎事業年度定めて通知する額（以下この条において「長期貸付予定総額」という。）の長期貸付をするものとする。

2～9 (略)

(長期貸付の貸付金利方式)

第八条 公社は、固定金利方式（地方貸付の約定期間中、貸付利率が一定である地方貸付に係る金利方式）又は利率見直し方式（地方貸付の約定期間中、五年ごと又は十年ごとに貸付利率を見直すことが予定されている地方貸付に係る金利方式）により、長期貸付をするものとする。

(長期貸付の実行)

第九条 (略)

(長期貸付の貸付期限)

第十条 (略)

(貸付期限の延伸)

第十一条 (略)

(起債前貸)

第十二条 (略)

(元金の償還及び利息の支払方法)

**第十三条 長期貸付に係る元金の償還及び利息の支払は、総務大臣が別に定める場合を除き、半年賦元利均等償還の方法によるものとする。**

2 起債前貸に係る元金の償還は、一括償還の方法によるものとし、利息の支払は、半年賦支払の方法によるものとする。

3 短期貸付に係る元金の償還及び利息の支払は、一括償還の方法によるものとする。

(繰上償還)

第十四条 (略)

(違約金又は延滞利息)

第十五条 (略)

(調査及び報告)

第十六条 (略)

(取扱郵便局)

第十七条 (略)

(条件変更)

第十八条 (略)

○簡易生命保険法（昭和二十四年五月十六日法律第六十八号）

第八十八条 社は、総務省令で定めるところにより、地方公共団体に対し貸付けをし、又は地方債の取得（応募又は買入れの方法による取得を除く。）をするものとする。

(参照条文)

○ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）

(役員の報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）

は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けた時は、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 (略)

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 (略)

(参照条文)

○ 総務省独立行政法人評価委員会議事規則（平成十三年二月二十七日総務省独立行政法人評価委員会委員長）

(分科会の議決)

第九条 独立行政法人に関する業務方法書の認可、中期目標の変更、中期計画の変更に係る認可、各事業年度に係る業務の実績に関する評価、財務諸表の承認、利益及び損失の処理の承認、借入金等の認可、不要財産に係る国庫納付等の認可、不要財産に係る民間等出資の払戻しの請求をすることができる旨の催告の認可、財産の処分等の認可、積立金の処分の承認並びに役員に対する報酬等の支出基準の決定に関する事項については、分科会の議決をもって、委員会の議決とすることができる。